

議案第 4 4 号

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備について

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めます。

令和元年 6 月 7 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(佐野市自転車放置防止条例の一部改正)

第 1 条 佐野市自転車放置防止条例(平成 1 7 年佐野市条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「策 4 項」を「第 4 項」に改め、同項の表自転車の項中「 1, 0 8 0 円」を「1, 1 0 0 円」に改める。

(佐野市手数料条例の一部改正)

第 2 条 佐野市手数料条例(平成 1 7 年佐野市条例第 6 6 号)の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査関係手数料の項の表行政不服審査法第 3 8 条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付及び同法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条の規定に基づき同法第 8 1 条第 1 項の機関が行う主張書面等の写し等の交付の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、別表建築関係手数料の項の表第 4 1 号、第 4 4 号及び第 5 0 号の

項中	118, 560 円	を	120, 700 円	に、	171, 480 円	を
	147, 720 円		150, 400 円		228, 720 円	
	161, 760 円		164, 700 円		262, 200 円	
	204, 960 円		208, 700 円		346, 440 円	
	347, 520 円		353, 900 円		636, 960 円	

174, 600 円	に改め、別表消防関係手数料の項の表第 2 号の部第 2
232, 900 円	
267, 000 円	
352, 800 円	
648, 700 円	

号の項金額の欄オ(ウ)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同欄オ(エ)中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同欄オ(オ)中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

(佐野市公民館利用条例の一部改正)

第3条 佐野市公民館利用条例(平成17年佐野市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

1 佐野市中央公民館・佐野市佐野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	3,410円	4,840円	6,710円
第1会議室	660円	990円	1,320円
第2会議室	660円	990円	1,320円
第3会議室	660円	990円	1,320円
実習室	660円	1,430円	2,090円
工芸室	550円	990円	1,540円
第1教養室	440円	660円	990円
第2教養室	660円	880円	1,540円

2 佐野市植野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	770円	1,100円	1,540円
第2会議室	550円	880円	1,210円
第3会議室	660円	990円	1,320円
実習室	660円	1,210円	1,870円

教養室（和室）	770円	1,210円	1,980円
---------	------	--------	--------

3 佐野市界地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	770円	990円	1,430円
第2会議室（和室）	330円	550円	880円
第1教養室（和室）	220円	330円	550円
第2教養室（和室）	330円	440円	660円
実習室	330円	660円	990円
工芸室	330円	660円	990円

4 佐野市犬伏地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	990円	1,430円	1,980円
第2会議室	440円	660円	990円
第3会議室（和室）	440円	660円	990円
第1教養室（和室）	550円	770円	1,320円
第2教養室（和室）	550円	880円	1,430円
実習室	550円	1,210円	1,760円
工芸室	330円	550円	880円
創作室	440円	550円	770円

5 佐野市城北地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円

第1会議室	550円	880円	1,210円
第2会議室	550円	770円	1,100円
第3会議室	550円	770円	1,100円
実習室	550円	1,100円	1,650円
工芸室	330円	660円	990円
第1教養室(和室)	550円	880円	1,430円
第2教養室(和室)	550円	880円	1,540円

6 佐野市旗川地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
会議室	550円	770円	1,100円
第1教養室(和室)	440円	550円	990円
第2教養室(和室)	440円	550円	990円
実習室	330円	660円	990円
工芸室	330円	550円	880円

7 佐野市吾妻地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
会議室(和室)	770円	1,210円	2,090円
教養室(和室)	770円	1,100円	1,870円
実習室	330円	770円	1,100円

8 佐野市赤見地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	1,760円	2,530円	3,630円
第1会議室	880円	1,320円	1,870円
第2会議室	660円	880円	1,320円

実習室	660 円	1,430 円	2,090 円
教養室（和室）	990 円	1,430 円	2,310 円

9 佐野市田沼中央公民館使用料

区分		金額			
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
大ホール	平日	5,500 円	7,700 円	9,900 円	20,900 円
	日曜日、土曜日及び休日	7,700 円	11,000 円	14,300 円	29,700 円
準備室		550 円	770 円	1,100 円	2,200 円
視聴覚室		1,100 円	1,650 円	2,200 円	4,400 円
会議室 1		550 円	770 円	1,100 円	2,200 円
会議室 2		550 円	770 円	1,100 円	2,200 円
調理実習室		1,100 円	1,650 円	2,200 円	4,400 円
展示室		1,100 円	1,650 円	2,200 円	4,400 円

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 この表において準備若しくは練習のために舞台のみを利用する場合又はホワイエのみを利用する場合の大ホールの使用料の額は、同表に定める使用料の額に 100 分の 30 を乗じて得た額とする。
- 3 この表において利用時間の延長に係る使用料の額は、その延長する 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - (1) 延長する時間が正午から午後 5 時までの間にあるとき
正午から午後 5 時までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に 100 分の 30 を乗じて得た額
 - (2) 延長する時間が午後 5 時から午後 10 時までの間にある

とき 午後5時から午後10時までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

4 この表において本市の区域外に住所を有する者が利用する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

5 この表において会費その他これに類する入場者が主催者に支払う料金（以下「会費等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 会費等が1,500円未満の場合 100分の50

(2) 会費等が1,500円以上の場合 100分の100

6 第2項から前項までの規定により計算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

10 佐野市田沼地区公民館使用料

区分		金額		
		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール		1,100円	1,650円	2,200円
会議室		550円	770円	1,100円
和室	10畳	550円	770円	1,100円
	8畳	440円	660円	880円
調理室		550円	770円	1,100円

11 佐野市田沼南部地区公民館使用料

区分	金額

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	550円	550円	1,100円
会議室(1室につき)	440円	440円	880円
調理実習室	550円	550円	550円

12 佐野市葛生地区公民館・佐野市常盤地区公民館・佐野市氷室地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
ホール	580円	930円	1,510円
会議室(1室につき)	350円	700円	1,050円
和室	700円	1,050円	1,760円
調理実習室	350円	700円	1,050円

13 附属器具使用料

- (1) 佐野市中央公民館、佐野市植野地区公民館、佐野市界地区公民館、佐野市犬伏地区公民館、佐野市城北地区公民館、佐野市旗川地区公民館、佐野市吾妻地区公民館及び佐野市赤見地区公民館

器具名	単位	金額
映写機等投影機	1台1回	660円
拡声装置	1式1回	550円
録音機	1台1回	550円
スポットライト	1台1回	220円
ピアノ	1台1回	1,100円

備考

- この表において利用時間は、1回につき5時間以内とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

- (2) 佐野市田沼中央公民館

器具名	単位	金額
大ホール 16ミリ映写機(スクリーン付)	1台1回	2,200円

ル設備	スライド映写機 (スクリーン付)	1 台 1 回	1,100 円
	ピアノ	1 台 1 回	4,400 円
	エレクトーン	1 台 1 回	2,200 円
	照明器具	1 式 1 回	11,000 円
	音響装置	1 式 1 回	5,500 円
	反射板	1 式 1 回	1,100 円
	所作台	1 式 1 回	3,300 円
	平台	1 式 1 回	1,100 円
	金びょうぶ	1 式 1 回	2,200 円
	床マット	1 式 1 回	3,300 円
視聴覚 室設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1 台 1 回	1,100 円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1 台 1 回	550 円
	OHP (スクリーン付)	1 台 1 回	1,100 円
	ビデオ装置	1 式 1 回	550 円
	音響装置	1 式 1 回	3,300 円
その他	展示用スポット照明器具	1 台 1 回	50 円
	展示用パネル	1 枚 1 回	110 円
	持込器具 (1kwまで)	1 回	220 円

備考

- この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1回当たりの使用料の額とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(3) 佐野市田沼地区公民館

器具名	単位	金額
音響装置	1 式 1 回	3,300円
ピアノ	1 台 1 回	2,200円

備考

- この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時

まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。

2 この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1回当たりの使用料の額とする。

3 ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

14 佐野市田沼中央公民館冷暖房使用料

区分	単位	金額
大ホール	1時間	4,400円

備考 この表において、冷暖房設備の利用時間が1時間に満たないときは1時間、冷暖房設備の利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

(佐野市作原野外活動施設条例の一部改正)

第4条 佐野市作原野外活動施設条例（平成20年佐野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

	1人につき1,290円		1人につき1,320円	
	1人につき1,080円		1人につき1,100円	
	1人につき320円		1人につき330円	
	1人につき100円		1人につき110円	
	1人につき1,620円		1人につき1,650円	
	1人につき1,400円		1人につき1,430円	
	1人につき540円		1人につき550円	
	1人につき320円		1人につき330円	
	5人用テント1張につき 1,620円		5人用テント1張につき 1,650円	
別表中	8人用テント1張につき 2,590円	を	8人用テント1張につき 2,640円	に
	テント1張につき 1,080円		テント1張につき 1,100円	
	1人につき320円		1人につき330円	
	1人につき100円		1人につき110円	

1回につき540円
1回につき540円
1回につき540円
1面につき2,050円
1面につき2,050円

1回につき550円
1回につき550円
1回につき550円
1面につき2,090円
1面につき2,090円

改める。

(佐野市体育施設条例の一部改正)

第5条 佐野市体育施設条例（平成19年佐野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表屋外のときの項中「45円」を「46円」に、同表屋内のときの項中「90円」を「92円」に改める。

別表第2第1項の表中	100円	を	110円	に改め、別表第2
	1,080円		1,100円	
	50円		50円	
	540円		550円	
	1,620円		1,650円	
	810円		820円	
	1,620円		1,650円	
	810円		820円	
	1,620円		1,650円	
	810円		820円	
	1,620円		1,650円	
	810円		820円	

第2項第1号の表中

1,080円	1,080円		を	1,100円	1,100円	
540円	540円	1,620円		550円	550円	1,650円

に改め、別表第2第2項第2号の表中

1面につき210円	1面につき210円	を	1面につき220円	1面に

つき220円」に改め、別表第2第3項の表中

540 円	540 円	
540 円	540 円	1,620 円

を

550 円	550 円	
550 円	550 円	1,650 円

に改め、別表第2第4項第1号アの表中

6,480 円	6,480 円	8,100 円
12,960 円	12,960 円	16,200 円
64,800 円	64,800 円	81,000 円
12,960 円	12,960 円	16,200 円
25,920 円	25,920 円	32,400 円
129,600 円	129,600 円	162,000 円
3,240 円	3,240 円	4,050 円
6,480 円	6,480 円	8,100 円
32,400 円	32,400 円	40,500 円
6,480 円	6,480 円	8,100 円
12,960 円	12,960 円	16,200 円
64,800 円	64,800 円	81,000 円
1人2時間につき 210 円		
1人2時間につき 100 円		
1人2時間につき 210 円		
1人2時間につき 100 円		
1人1回につき 210 円		
回数券 11回綴り 2,160 円		

を

6,600 円	6,600 円	8,250 円
13,200 円	13,200 円	16,500 円
66,000 円	66,000 円	82,500 円
13,200 円	13,200 円	16,500 円
26,400 円	26,400 円	33,000 円
132,000 円	132,000 円	165,000 円
3,300 円	3,300 円	4,120 円
6,600 円	6,600 円	8,250 円
33,000 円	33,000 円	41,250 円
6,600 円	6,600 円	8,250 円
13,200 円	13,200 円	16,500 円
66,000 円	66,000 円	82,500 円
1人2時間につき 220 円		
1人2時間につき 110 円		
1人2時間につき 220 円		
1人2時間につき 110 円		
1人1回につき 220 円		
回数券 11回綴り 2,200 円		

に改め、別表第2第4項第1号イの表中

1,400 円	1,400 円	1,720 円
---------	---------	---------

を

1,430 円	1,430 円	1,760 円
---------	---------	---------

に改め、別表第2第4項第2号の表中

1回につき 210 円	1回につき 430 円
-------------	-------------

を

1回につき 220 円	1回につき 440 円
-------------	-------------

に改め、別表第2第4項第3号の表中

2,160 円	2,160 円	2,700 円
---------	---------	---------

を

2,200 円	2,200 円	2,750 円
---------	---------	---------

に改め、別表第2第5項の表中

210円	320円	540円
540円	870円	2,190円
1,090円	2,190円	3,290円
2,190円	4,390円	8,800円

を

220円	330円	550円
550円	890円	2,230円
1,110円	2,230円	3,350円
2,230円	4,470円	8,960円

に改め、別表第2第6項の表中

570円	1,140円	3,430円
280円	570円	1,710円
280円	280円	1,140円
110円	110円	450円
1,140円	2,280円	6,860円
570円	1,140円	3,430円
570円	570円	2,280円
220円	220円	900円
2,280円	4,560円	13,720円
1,130円	2,280円	6,850円
1,130円	1,130円	4,560円
450円	450円	1,810円

を

580円	1,160円	3,490円
280円	580円	1,740円
280円	280円	1,160円
110円	110円	460円
1,160円	2,330円	6,990円
580円	1,160円	3,490円
580円	580円	2,330円
230円	230円	920円
2,330円	4,650円	13,980円
1,150円	2,330円	6,980円
1,150円	1,150円	4,650円
460円	460円	1,840円

に改める。

(佐野市立博物館条例の一部改正)

第6条 佐野市立博物館条例（平成17年佐野市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表中	300円	を	330円	に、	200円	を
	200円		220円		100円	
	100円		110円		50円	

220円
110円
50円

に改める。

(佐野市立美術館条例の一部改正)

第7条 佐野市立美術館条例（平成17年佐野市条例第109号）の一部を

次のように改正する。

第8条第3項中「3,000円」を「3,140円」に改める。

別表収蔵企画展の項中「510円」を「520円」に、「460円」を「470円」に改め、同表特別企画展の項中「2,050円」を「2,090円」に改める。

(佐野市コミュニティセンター条例の一部改正)

第8条 佐野市コミュニティセンター条例（平成17年佐野市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 佐野市新吉水地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合	1,100円	1,100円	2,200円	
	入場料を徴収する場合	入場料が550円以下のとき	5,500円	5,500円	11,000円
		入場料が550円を超えるとき	11,000円	11,000円	22,000円
和室	15畳（1室につき）	820円	820円	1,650円	
	7.5畳	330円	330円	660円	
調理実習室		1回につき550円			
冷暖房		使用料の4割に相当する額			

2 佐野市栃本地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで
	入場料を徴収しない場合	550円	550円	1,100円

議 室	入場料を徴 収する場合	入場料が 550 円 以下のとき	2,750 円	2,750 円	5,500 円
		入場料が 550 円 を超えるとき	5,500 円	5,500 円	11,000 円
和 室	8 畳 (1 室につき)		440 円	440 円	880 円
調理実習室			1 回につき 550 円		
冷暖房			使用料の 4 割に相当する額		

3 佐野市田沼北部地区コミュニティセンター使用料

区分		9 時から 13 時まで	13 時から 17 時まで	17 時から 22 時まで	
会 議 室	入場料を徴収しない場合	1,100 円	1,100 円	2,200 円	
	入場料を徴 収する場合	入場料が 550 円 以下のとき	5,500 円	5,500 円	11,000 円
		入場料が 550 円 を超えるとき	11,000 円	11,000 円	22,000 円
和 室	10 畳	550 円	550 円	1,100 円	
	8 畳	440 円	440 円	880 円	
調理実習室		1 回につき 550 円			
冷暖房		使用料の 4 割に相当する額			

4 佐野市戸奈良地区コミュニティセンター使用料

区分	9 時から 13 時まで	13 時から 17 時まで	17 時から 22 時まで
----	-----------------	------------------	------------------

会議室	入場料を徴収しない場合		1,100円	1,100円	2,200円
	入場料を徴収する場合	入場料が550円以下のとき	5,500円	5,500円	11,000円
		入場料が550円を超えるとき	11,000円	11,000円	22,000円
和室	8畳（1室につき）		440円	440円	880円
調理実習室			1回につき550円		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

5 佐野市山園地区コミュニティセンター使用料

区分		9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合		550円	550円	1,100円
	入場料を徴収する場合	入場料が550円以下のとき	2,750円	2,750円	5,500円
		入場料が550円を超えるとき	5,500円	5,500円	11,000円
和室	8畳（1室につき）		440円	440円	880円
調理実習室			1回につき550円		
冷暖房			使用料の4割に相当する額		

6 佐野市田沼旗川緑地会館使用料

区分	9時から	13時から	17時から
----	------	-------	-------

		13時まで	17時まで	22時まで	
会議室	入場料を徴収しない場合	550円	550円	1,100円	
	入場料を徴収する場合	入場料が550円以下のとき	2,750円	2,750円	5,500円
		入場料が550円を超えるとき	5,500円	5,500円	11,000円
和室	8畳	440円	440円	880円	
	6畳	330円	330円	660円	
調理実習室		1回につき550円			
冷暖房		使用料の4割に相当する額			

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、主催者が入場者から徴収するものをいう。
- 物品販売等に使用するとき、規定使用料に100分の300を乗じて得た額とする。
- 市の区域外に居住する者が使用するとき、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 前2項のいずれにも該当するとき、規定使用料に100分の450を乗じて得た額とする。
- 佐野市赤見地区コミュニティセンター、佐野市植野地区コミュニティセンター、佐野市吾妻地区コミュニティセンター、佐野市旗川地区コミュニティセンター及び佐野市会沢地区コミュニティセンターについては、使用料は、無料とする。
- 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 使用料の額には、消費税と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

(佐野市高齢者福祉センター条例の一部改正)

第9条 佐野市高齢者福祉センター条例(平成17年佐野市条例第137号)の一部を次のように改正する。

別表第1 高齢者福祉センター使用料の表上記以外の者の部16歳以上の者の項中「300」を「310」に改める。

別表第2中

2,700円	3,780円	5,400円
2,160円	3,240円	4,860円
1,080円	1,620円	2,700円
540円	750円	1,620円
320円	540円	860円

を

2,750円	3,850円	5,500円
2,200円	3,300円	4,950円
1,100円	1,650円	2,750円
550円	760円	1,650円
320円	550円	870円

に改める。

(佐野市隣保館条例の一部改正)

第10条 佐野市隣保館条例(平成17年佐野市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

320円	540円	750円
320円	540円	750円
1,080円	1,400円	2,050円

を

330円	550円	770円
330円	550円	770円
1,100円	1,430円	2,090円

に改め、別表第2第2項の表中

540円	540円	1,080円
430円	430円	860円
430円	430円	860円

を

550円	550円
440円	440円
440円	440円

1,100円
880円
880円

に改める。

(佐野市国民健康保険診療所条例の一部改正)

第11条 佐野市国民健康保険診療所条例（平成17年佐野市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第3項第1号中「540円」を「550円」に改め、同項第2号中「108円」を「110円」に改める。

別表第2中	を	5,400円	に改める。	5,500円
		5,400円		5,500円
		3,240円		3,300円
		3,240円		3,300円
		5,400円		5,500円
		2,160円		2,200円
		540円		550円
		16,200円		16,500円

(佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第12条 佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年佐野市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表第1し尿の項中「390円」を「398円」に、「781円」を「796円」に、「740円」を「754円」に、「370円」を「377円」に改め、同表ごみの項中「210円」を「220円」に改め、同表粗大ごみの項中「210円」を「220円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表家電品目の項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2市の指定する処理施設に搬入する場合の項中「210円」を「220円」に改める。

(佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の一部改正)

第13条 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例（平成19年佐野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中

500円	250円	250円	を	510円	260円	260円	に
500円	250円			510円	260円		
500円	250円	250円		510円	260円	260円	
540円	270円	270円		550円	280円	280円	
540円	270円	270円		550円	280円	280円	
870円	440円	440円		880円	440円	440円	
870円	440円	440円		880円	440円	440円	

改め、別表第1項第2号の表中

6,000円	4,800円	を	6,110円	4,890円	に
5,000円	4,000円		5,090円	4,070円	
4,500円	2,250円		4,580円	2,290円	
4,500円	2,250円		4,580円	2,290円	
4,500円	2,250円		4,580円	2,290円	

改め、別表第2項の表中

2,580円	を	2,630円	に改める。
2,060円		2,100円	
620円		630円	
2,060円		2,100円	
3,240円		3,300円	
5,400円		5,500円	
8,640円		8,800円	
8,640円		8,800円	

（佐野市営墓地条例の一部改正）

第14条 佐野市営墓地条例（平成17年佐野市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第15条中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(佐野市生活改善センター条例の一部改正)

第15条 佐野市生活改善センター条例（平成18年佐野市条例第15号）

の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

540円	540円	1,080円
2,700円	2,700円	5,400円
5,400円	5,400円	10,800円
540円	540円	1,080円
1回につき 540円		

を

550円	550円	1,100円
2,750円	2,750円	5,500円
5,500円	5,500円	11,000円
550円	550円	1,100円
1回につき 550円		

に改め、別表第2第2項の表中

540円	540円	1,080円
2,700円	2,700円	5,400円
5,400円	5,400円	10,800円
430円	430円	860円
210円	210円	430円
1回につき 540円		

を

550円	550円	1,100円
2,750円	2,750円	5,500円
5,500円	5,500円	11,000円
440円	440円	880円
220円	220円	440円
1回につき 550円		

に改め、別表第2第3項の表中

1,080円	1,080円	2,160円
5,400円	5,400円	10,800円
10,800円	10,800円	21,600円
540円	540円	1,080円
1回につき 540円		

を

1,100円	1,100円	2,200円
5,500円	5,500円	11,000円
11,000円	11,000円	22,000円
550円	550円	1,100円
1回につき 550円		

に改め、別表第2第4項の表中

540円	540円	1,080円
2,700円	2,700円	5,400円
5,400円	5,400円	10,800円
320円	320円	640円
1,620円	1,620円	3,240円
3,240円	3,240円	6,480円
860円	860円	1,720円

を

550円	550円	1,100円
2,750円	2,750円	5,500円
5,500円	5,500円	11,000円
330円	330円	660円
1,650円	1,650円	3,300円
3,300円	3,300円	6,600円
880円	880円	1,760円

4,320円	4,320円	8,640円
8,640円	8,640円	17,280円
540円	540円	1,080円
1回につき 540円		

4,400円	4,400円	8,800円
8,800円	8,800円	17,600円
550円	550円	1,100円
1回につき 550円		

に改め、別表第2第5項の表中

540円	540円	1,080円
2,700円	2,700円	5,400円
5,400円	5,400円	10,800円
430円	430円	860円
1回につき 540円		

を

550円	550円	1,100円
2,750円	2,750円	5,500円
5,500円	5,500円	11,000円
440円	440円	880円
1回につき 550円		

に改め、別表第2第6項の表中

540円	540円	1,080円
2,700円	2,700円	5,400円
5,400円	5,400円	10,800円
320円	320円	640円
1回につき 540円		
1回につき 540円		
1回につき 540円		

を

550円	550円	1,100円
2,750円	2,750円	5,500円
5,500円	5,500円	11,000円
330円	330円	660円
1回につき 550円		
1回につき 550円		
1回につき 550円		

に改め、別表第2第7項の表中

750円	750円	1,510円
3,780円	3,780円	7,560円
7,560円	7,560円	15,120円
320円	320円	640円
1,620円	1,620円	3,240円
3,240円	3,240円	6,480円
1,080円	1,080円	2,160円
5,400円	5,400円	10,800円
10,800円	10,800円	21,600円
540円	540円	1,080円
1回につき 540円		

を

770円	770円	1,540円
3,850円	3,850円	7,700円
7,700円	7,700円	15,400円
330円	330円	660円
1,650円	1,650円	3,300円
3,300円	3,300円	6,600円
1,100円	1,100円	2,200円
5,500円	5,500円	11,000円
11,000円	11,000円	22,000円
550円	550円	1,100円
1回につき 550円		

に改め、別表第2第8項の表中

540円	540円	1,080円	を	550円	550円	1,100円
2,700円	2,700円	5,400円		2,750円	2,750円	5,500円
5,400円	5,400円	10,800円		5,500円	5,500円	11,000円
320円	320円	640円		330円	330円	660円
1回につき 540円				1回につき 550円		

に改める。

(佐野市農林漁家高齢者センター条例の一部改正)

第16条 佐野市農林漁家高齢者センター条例（平成17年佐野市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項及び創作活動室の項を次のように改める。

研修室	1,100	1,320	1,650	2,420	2,970	4,070
創作活動室	550	660	880	1,210	1,540	2,090

別表実習室の項中「2,160」を「につき2,200」に改める。

(佐野市菜蟲館条例の一部改正)

第17条 佐野市菜蟲館条例（平成17年佐野市条例第171号）の一部を次のように改正する。

別表めん加工室の項、菓子加工室の項及び漬物加工室の項を次のように改める。

めん加工室	550	880	880	1,430	1,760	2,310
菓子加工室	770	1,320	1,320	2,090	2,640	3,410
漬物加工室	990	1,650	1,650	2,640	3,300	4,290

別表みそ加工室の項中「3,240」を「につき3,300」に改め、同表昆虫ドームの項中「540」を「につき550」に改める。

(佐野市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第18条 佐野市農業集落排水処理施設条例（平成17年佐野市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「750円」を「770円」に改める。

(佐野市佐野インランドポート条例の一部改正)

第19条 佐野市佐野インランドポート条例（平成28年佐野市条例第38

号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

540円	670円	を	550円	680円	に改
540円	670円		550円	680円	

め、別表第2項の表Aの項及びBの項中「59,000円」を「60,000円」に改める。

(佐野市たぬまふるさと館条例の一部改正)

第20条 佐野市たぬまふるさと館条例(平成17年佐野市条例第183号)の一部を次のように改正する。

別表中

1,080円	1,080円	2,160円	を
--------	--------	--------	---

「1,100円 1,100円 2,200円」に改め、同表備考第2項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(佐野市勤労者会館条例の一部改正)

第21条 佐野市勤労者会館条例(平成17年佐野市条例第186号)の一部を次のように改正する。

別表中

1,620円	2,160円	3,240円	7,020円	を
540円	750円	1,080円	2,370円	
1,080円	1,510円	2,160円	4,750円	
860円	1,180円	1,720円	3,780円	
640円	860円	1,290円	2,800円	
1,080円	1,510円	2,160円	4,750円	
2,480円	3,450円	4,960円	10,900円	
1月につき 19,440円				

1,650円	2,200円	3,300円	7,150円	に改める。
550円	770円	1,100円	2,420円	
1,100円	1,540円	2,200円	4,840円	
880円	1,210円	1,760円	3,850円	
660円	880円	1,320円	2,860円	

1,100円	1,540円	2,200円	4,840円
2,530円	3,520円	5,060円	11,110円
1月につき 19,800円			

(佐野市観光施設条例の一部改正)

第22条 佐野市観光施設条例（平成17年佐野市条例第262号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

1棟 17,280円
1棟 5,400円
1棟 16,200円
1棟 4,860円
1棟 10,800円
1棟 3,240円
1張 1,620円
1張 1,080円
1区画 216,000円
1区画 6,480円

を

1棟 17,600円
1棟 5,500円
1棟 16,500円
1棟 4,950円
1棟 11,000円
1棟 3,300円
1張 1,650円
1張 1,100円
1区画 220,000円
1区画 6,600円

に

改め、別表第1第2項の表中

1棟 10,800円
1棟 3,240円
1,080円
1,080円
320円
210円

を

1棟 11,000円
1棟 3,300円
1,100円
1,100円
330円
220円

に

改め、別表第1第3項の表中

1棟 22,680円
1棟 7,560円
1棟 22,680円
1棟 7,560円
1棟 20,520円

1棟 23,100円
1棟 7,700円
1棟 23,100円
1棟 7,700円
1棟 20,900円

1棟 6,800円
1棟 17,280円
1棟 5,720円
1棟 15,120円
1棟 4,960円
1棟 28,080円
1棟 9,280円

を

1棟 6,930円
1棟 17,600円
1棟 5,830円
1棟 15,400円
1棟 5,060円
1棟 28,600円
1棟 9,460円

に

改め、別表第1第4項の表中

1棟 11,880円
1棟 3,880円
1棟 11,880円
1棟 3,880円

を

1棟 12,100円
1棟 3,960円
1棟 12,100円
1棟 3,960円

に

改め、別表第1第5項の表中

1室 15,120円
1室 4,960円
1室 20,520円
1室 6,800円
1室 32,400円
1室 10,800円
1室 17,280円
1室 5,720円
4,320円
2,160円
1,620円
320円

を

1室 15,400円
1室 5,060円
1室 20,900円
1室 6,930円
1室 33,000円
1室 11,000円
1室 17,600円
1室 5,830円
4,400円
2,200円
1,650円
330円

に

改め、別表第1第6項の表体験館の項中「200円」を「210円」に改

め、別表第1第7項の表中

1人 1,080円
1人 1,290円
1人 360円

を

1人 1,100円
1人 1,320円
1人 370円

に

1人 430円

1人 440円

改める。

別表第2中

1,620円
540円
5,400円
5,400円

を

1,650円
550円
5,500円
5,500円

に

改める。

(佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の一部改正)

第23条 佐野市道の駅どまんなかたぬま条例（平成17年佐野市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

5,140	6,170	7,710	15,420
6,680	8,740	10,280	20,570
510	820	1,020	1,850
1,020	1,540	2,050	3,600

を

5,230	6,280	7,850	15,700
6,800	8,900	10,470	20,950
520	830	1,030	1,880
1,030	1,560	2,080	3,660

に改め、別表第2項の

表ビデオプロジェクターの項及びテントの項中「1,020」を「1,030」に改める。

(佐野市文化施設条例の一部改正)

第24条 佐野市文化施設条例（平成21年佐野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

10,800	16,200	21,600	43,200
14,040	20,520	28,080	56,160
16,200	23,760	32,400	64,800
21,600	32,400	43,200	86,400

11,000	16,500	22,000	44,000
14,300	20,900	28,600	57,200
16,500	24,200	33,000	66,000
22,000	33,000	44,000	88,000

27,000	39,960	54,000	108,000
14,040	21,600	28,080	56,160
17,280	28,080	35,640	72,360
20,520	32,400	42,120	84,240
28,080	43,200	56,160	112,320
34,560	54,000	70,200	140,400
2,160	3,780	4,320	9,720
3,240	4,320	5,400	10,800
2,160	3,780	4,320	9,720
3,240	4,320	5,400	10,800
320	430	540	1,180
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
640	860	1,080	2,370
540	750	970	1,940
3,240	3,780	5,400	11,880
4,210	4,860	7,020	15,440
4,860	5,610	8,100	17,820
6,480	7,560	10,800	23,760
8,100	9,390	13,500	29,700
1,080	1,290	1,620	2,700
1,290	1,620	1,830	3,240
430	540	750	1,620
430	540	750	1,620
640	860	1,080	2,370
540	750	970	1,940

27,500	40,700	55,000	110,000
14,300	22,000	28,600	57,200
17,600	28,600	36,300	73,700
20,900	33,000	42,900	85,800
28,600	44,000	57,200	114,400
35,200	55,000	71,500	143,000
2,200	3,850	4,400	9,900
3,300	4,400	5,500	11,000
2,200	3,850	4,400	9,900
3,300	4,400	5,500	11,000
330	440	550	1,210
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
660	880	1,100	2,420
550	770	990	1,980
3,300	3,850	5,500	12,100
4,290	4,950	7,150	15,730
4,950	5,720	8,250	18,150
6,600	7,700	11,000	24,200
8,250	9,570	13,750	30,250
1,100	1,320	1,650	2,750
1,320	1,650	1,870	3,300
440	550	770	1,650
440	550	770	1,650
660	880	1,100	2,420
550	770	990	1,980

を

2,260	3,130	3,990	8,530
2,160	3,020	3,880	8,100
1,080	1,510	1,940	3,990
2,160	3,020	3,880	8,100
540	750	970	1,940
1,290	1,720	2,260	4,860
1,080	1,510	1,940	3,990
1,290	1,720	2,260	4,860
1,290	1,720	2,260	4,860
1,290	1,720	2,260	4,860

2,310	3,190	4,070	8,690
2,200	3,080	3,960	8,250
1,100	1,540	1,980	4,070
2,200	3,080	3,960	8,250
550	770	990	1,980
1,320	1,760	2,310	4,950
1,100	1,540	1,980	4,070
1,320	1,760	2,310	4,950
1,320	1,760	2,310	4,950
1,320	1,760	2,310	4,950

に改め、別表第1第2項の表中

6,480	10,800	14,360	31,640
7,560	12,630	16,840	37,040
8,640	14,470	19,220	42,330
10,800	18,030	23,970	52,810
12,960	21,600	28,720	63,280
15,120	25,270	33,580	73,980
8,640	14,470	19,220	42,330
10,040	16,740	22,240	49,030
11,440	19,110	25,380	55,940
14,360	23,970	31,860	70,200
17,280	28,830	38,340	84,450
20,080	33,480	44,490	98,060
1,620	2,700	3,560	7,880
2,160	3,560	4,750	10,470
2,160	3,560	4,750	10,470
1,620	2,700	3,560	7,880
1,080	1,830	2,480	5,400
540	860	1,180	2,590
540	860	1,180	2,590

6,600	11,000	14,630	32,230
7,700	12,870	17,160	37,730
8,800	14,740	19,580	43,120
11,000	18,370	24,420	53,790
13,200	22,000	29,260	64,460
15,400	25,740	34,210	75,350
8,800	14,740	19,580	43,120
10,230	17,050	22,660	49,940
11,660	19,470	25,850	56,980
14,630	24,420	32,450	71,500
17,600	29,370	39,050	86,020
20,460	34,100	45,320	99,880
1,650	2,750	3,630	8,030
2,200	3,630	4,840	10,670
2,200	3,630	4,840	10,670
1,650	2,750	3,630	8,030
1,100	1,870	2,530	5,500
550	880	1,210	2,640
550	880	1,210	2,640

を

320	540	750	1,620
640	1,080	1,400	3,130

330	550	770	1,650
660	1,100	1,430	3,190

に改める。

別表第2第1項第1号の表大ホールの部舞台、客席及びホワイエの項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同部楽屋事務室 楽屋の項中「100円」を「110円」に改め、同表小ホールの部舞台、客席及びホワイエの項中「540円」を「550円」に改め、同部控室 楽屋の項中「100円」を「110円」に改め、別表第2第1項第2号の表中

6,480円	6,600円
3,240円	3,300円
3,240円	3,300円
20円	20円
40円	40円
210円	220円
540円	550円
100円	110円
2,160円	2,200円
2,160円	2,200円
1,080円	1,100円
210円	220円
100円	110円
210円	220円
1,080円	1,100円
540円	550円
540円	550円
100円	110円
8,640円	8,800円
4,320円	4,400円
2,160円	2,200円
1,080円	1,100円

を

に改め、別表第2第1項第3号の表中

4,320円	4,400円
540円	550円
5,400円	5,500円
1,080円	1,100円
540円	550円
540円	550円
540円	550円
1,080円	1,100円
100円	110円
50円	50円
210円	220円
3,240円	3,300円

1,080円	1,100円
540円	550円
540円	550円
1,080円	1,100円
540円	550円
1,080円	1,100円
540円	550円
1,080円	1,100円
540円	550円
320円	330円
210円	220円
3,240円	3,300円
2,160円	2,200円
1,080円	1,100円
320円	330円
210円	220円
3,240円	3,300円

を

に改め、別表第2第1項第4号の表中

1,080円	1,100円
320円	330円
1,080円	1,100円
2,160円	2,200円
540円	550円
750円	770円
750円	770円
750円	770円
750円	770円
540円	550円
100円	110円
100円	110円
540円	550円
210円	220円
100円	110円
100円	110円
2,160円	2,200円

2,160円	2,200円
1,080円	1,100円
540円	550円
540円	550円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円
540円	550円
1,080円	1,100円
540円	550円
1,080円	1,100円
100円	110円
540円	550円

を

に改め、別表第2第1項第5号の表パ

1,080円
1,080円
1,510円
100円

1,100円
1,100円
1,540円
110円

ネル展示板の項中「100円」を「110円」に改め、同表陳列ケースの項中「540円」を「550円」に改め、同表茶道具の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表C型コンセント（持込器具を使用する場合に限る。）の項及びコンセント（持込器具を使用する場合に限る。）の項中「100円」を「110円」に改め、別表第2第2項第1号中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表第2項第2号の表中

5,400円	5,500円
3,240円	3,300円
2,160円	2,200円
210円	220円
210円	220円
210円	220円
210円	220円
320円	330円
210円	220円
100円	110円
1,080円	1,100円
540円	550円
1,080円	1,100円
320円	330円
100円	110円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円
100円	110円
1,080円	1,100円
5,400円	5,500円

を に改め、別表第2第2項第3号の表中

8,640円	8,800円
--------	--------

3,240円	3,300円
860円	880円
540円	550円
2,160円	2,200円
2,160円	2,200円
1,620円	1,650円
2,160円	2,200円
2,160円	2,200円
2,700円	2,750円
2,700円	2,750円
1,080円	1,100円
320円	330円
210円	220円
1,080円	1,100円

を

に改め、別表第2第2項第4号の表中

3,240円	3,300円
2,160円	2,200円
1,080円	1,100円
540円	550円
1,620円	1,650円
860円	880円
540円	550円
2,160円	2,200円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円
1,080円	1,100円

を

に改め、別表第2第2項第5号の表中

540円	550円
1,080円	1,100円
2,700円	2,750円
1,620円	1,650円

1,080円	を	1,100円	に改める。
2,160円		2,200円	
2,160円		2,200円	
100円		110円	
320円		330円	
320円		330円	

(佐野市駐車場条例の一部改正)

第25条 佐野市駐車場条例（平成17年佐野市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表利用時間が2時間を超え3時間までの場合の項中「108円」を「110円」に改め、同表利用時間が3時間を超える場合の項中「54円」を「55円」に改め、別表第2第2項の表定期利用の項中「3,140円」を「3,200円」に改め、同表一時利用の項中「205円」を「209円」に改める。

(佐野市自転車駐車場条例の一部改正)

第26条 佐野市自転車駐車場条例（平成17年佐野市条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表160円の項を次のように改める。

160円	2,750円	7,700円
------	--------	--------

(佐野市佐野駅前交流プラザ条例の一部改正)

第27条 佐野市佐野駅前交流プラザ条例（平成22年佐野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表Aの項及びBの項を次のように改める。

A	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円
B	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円

別表第1第2項の表全面の項を次のように改める。

全面	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円
----	--------	--------	--------	--------

別表第1備考第1項第3号中「860円」を「870円」に改める。

別表第2第1項の表中

1,020円	を	1,030円	に改め、別表
510円		520円	
510円		520円	
510円		520円	
510円		520円	
100円		100円	
1,020円		1,030円	
200円		210円	
200円		210円	
200円		210円	

第2第2項の表中

1,540円	を	1,560円	に改
1,540円		1,560円	
100円		100円	
50円		50円	
510円		520円	
1,020円		1,030円	
200円		210円	
200円		210円	

める。

540円	540円	540円	を
540円	540円	540円	
1日車両1台につき1,080円			
1日10㎡につき1,080円			
1月1種類1箇所につき3,240円			

550円	550円	550円
------	------	------

550 円	550 円	550 円
1 日車両 1 台につき 1,100 円		
1 日 10 m ² につき 1,100 円		
1 月 1 種類 1 か所につき 3,300 円		

に改める。

(佐野市中心市街地活性化広場条例の一部改正)

第 28 条 佐野市中心市街地活性化広場条例（平成 30 年佐野市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 休憩施設の部 8 時間以上の項中「1,210 円」を「1,230 円」に改め、同表交流広場の部 4 時間以上 8 時間未満の項中「830 円」を「840 円」に改め、同部 8 時間以上の項中「2,490 円」を「2,530 円」に改め、同表フリースペースの部 4 時間以上 8 時間未満の項中「900 円」を「910 円」に改め、同部 8 時間以上の項中「2,700 円」を「2,750 円」に改める。

別表第 2 電気設備の部 8 時間以上の項中「720 円」を「730 円」に改める。

(佐野市都市公園条例の一部改正)

第 29 条 佐野市都市公園条例（平成 19 年佐野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表土地を利用する場合の項中「16 円 20 銭」を「16 円 50 銭」に改め、同表工作物その他の物件又は施設を設置し利用する場合の項中「48 円 60 銭」を「49 円 50 銭」に改め、別表第 1 第 2 項の表工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場の項中「475 円 20 銭」を「484 円」に改め、別表第 1 第 3 項の表行商、露天商、募金その他これらに類するものの項中「90 円」を「91 円」に改め、同表業として行う写真撮影の項中「237 円」

を「241 円」に改め、同表中

700 円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）を

712 円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）

に改め、同表競技会、展示会、博覧

会その他これらに類するものの項中「1円8銭」を「1円10銭」に改め、同表佐野市運動公園野球場又は佐野市運動公園陸上競技場において催しを行う際の広告物の表示の項中「1,620円」を「1,650円」に改める。

別表第4第1項第1号の表中

1,290	を	1,320	に改め、別表
1,620		1,650	
3,340		3,410	
5,830		5,940	
1,290		1,320	

第4第1項第2号の表中

2,910	を	2,970	に改め、別表第4第
1,400		1,430	
1,940		1,980	

2項第1号アの表中

3,240	4,860	6,480	1,620	を	3,300	4,950	6,600	1,650
6,480	9,720	12,960			6,600	9,900	13,200	
6,480	9,720	12,960			6,600	9,900	13,200	
12,960	19,440	25,920			13,200	19,800	26,400	
43,200	64,800	75,600			44,000	66,000	77,000	
1,080	1,620	2,160	540		1,100	1,650	2,200	550
2,160	3,240	4,320			2,200	3,300	4,400	
1人1時間につき100円					1人1時間につき110円			
1人1時間につき50円					1人1時間につき50円			
1人1時間につき100円					1人1時間につき110円			

に改め、別表第4第2項第1号イの表中

1回につき210円	1回につき430円	を
1回につき320円	1回につき640円	

1回につき220円	1回につき440円
1回につき330円	1回につき660円

に改め、別表第4第2項第

1号ウの表中

1時間につき1,080円
1時間につき320円
1時間につき100円

を

1時間につき1,100円
1時間につき330円
1時間につき110円

に改め、別表第4第2項第2号の表中

210
4,320
1,940
3,240

を

220
4,400
1,980
3,300

に改め、

別表第4第2項第3号アの表入場料を徴収しない場合の項を次のように改める。

入場料を徴収 しない場合	880円	2,640円	4,400円	2,200円	2,200円
-----------------	------	--------	--------	--------	--------

別表第4第2項第3号イの表中

2,160	3,240
1,290	1,930
540	810
1,080	1,620
540	810

を

2,200	3,300
1,320	1,980
550	820
1,100	1,650
550	820

に改め、

別表第4第2項第4号の表中

320
100

を

330
110

に改め、

別表第4第2項第5号の表中

2,590	4,320	860		2,640	4,400	880
最高入場料の100人分に相当する金額。ただし、入場料を徴収しない場合の利用料金を下限とする。			を	最高入場料の100人分に相当する金額。ただし、入場料を徴収しない場合の利用料金を下限とする。		
1回につき1,080円				1回につき1,100円		
1回につき1,620円				1回につき1,650円		
1回につき1,080円				1回につき1,100円		
1回につき1,620円				1回につき1,650円		
1回につき210円				1回につき220円		
1年間につき4,320円				1年間につき4,400円		
1回につき100円				1回につき110円		
1年間につき2,160円				1年間につき2,200円		
1回につき210円				1回につき220円		
1年間につき4,320円				1年間につき4,400円		

に改め、別表第4第2項第6号アの表中

1,290	1,620			1,320	1,650	
4,320	7,560		円	4,400	7,700	円
			1,400			1,430
2,160	3,780		700	2,200	3,850	710
8,640	15,120		2,100	8,800	15,400	2,140

に改め、別表第4第2項第6号イの表中

1,080円	1,620円		1,100円	1,650円
1,080円	1,620円		1,100円	1,650円

に改め、別表第4第2項第7号の表中

210	220
4,320	4,400
100	110
2,160	2,200
1,940	1,980
970	990

に改め、別表第4第2項第8号の

3,240	3,300
1,620	1,650
2,590	2,640
1,290	1,320

の表中

210
100

 を

220
110

 に改め、別表第4第3項第1号の表中

1,080	1,080	2,160
2,700	2,700	5,400
1人2時間につき210円		
1人2時間につき430円		

を

1,100	1,100	2,200
2,750	2,750	5,500
1人2時間につき220円		
1人2時間につき440円		

に改め、別表第4第3項第2号の表中

3,240	3,240	6,480	7,560
1,620	1,620	3,240	3,780

を

3,300	3,300	6,600	7,700
1,650	1,650	3,300	3,850

に改め、別表第4第3項第3号の表中

3,240円	3,240円	6,480円
--------	--------	--------

を

3,300円	3,300円	6,600円
--------	--------	--------

に改め、別表第4第4項第1号の表中

1,080	1,720	2,160
430	860	1,080
640	1,080	1,720
320	540	860
1,080	1,620	2,730

を

1,100	1,760	2,200
440	880	1,100
660	1,100	1,760
330	550	880
1,100	1,650	2,780

に改め、別表第4第4項第2号の表中

210
100

 を

220
110

 に改め、

別表第4第5項の表照明の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、
別表第4第6項第1号の表中

640円	1,080円	860円
210円	430円	320円

を

650円	1,100円	870円
220円	430円	320円

320 円	430 円	430 円	320 円	430 円	430 円
-------	-------	-------	-------	-------	-------

に改め、別表第4第6項第2号の表上記以外の者の部利用時間が3時間を超え4時間までの分の項中「108円」を「110円」に改め、同部利用時間が4時間を超える分の項中「54円」を「55円」に改め、別表第4第7項の表中

1,310 円	1,640 円	1,690 円	3,710 円	1,330 円	1,670 円	1,720 円	3,770 円
2,630 円	3,290 円	3,390 円	7,450 円	2,670 円	3,350 円	3,450 円	7,580 円
10,470 円	15,720 円	20,960 円	47,150 円	10,660 円	16,010 円	21,340 円	48,020 円

に改める。

(佐野市下水道条例の一部改正)

第30条 佐野市下水道条例（平成17年佐野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項第1号中「750円」を「770円」に改め、同項第2号中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表中

1,510 円		
2,160 円	20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	108 円
	40 立方メートルを超え 60 立方メートルまでの分	118 円 80 銭
	60 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	129 円 60 銭
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	140 円 40 銭
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	162 円
	1,000 立方メートルを超え 2,000 立方メートルまでの分	172 円 80 銭
	2,000 立方メートルを超える分	183 円 60 銭
4,320 円	200 立方メートルを超える分	21 円 60 銭

1,540 円		
2,200 円	20 立方メートルを超え 40 立方メートルまでの分	110 円
	40 立方メートルを超え 60 立方メートルまでの分	121 円
	60 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	132 円
	100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	143 円
	500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	165 円
	1,000 立方メートルを超え 2,000 立方メートルまでの分	176 円
	2,000 立方メートルを超える分	187 円
4,400 円	200 立方メートルを超える分	22 円

に改める。

(佐野市営住宅条例の一部改正)

第 3 1 条 佐野市営住宅条例（平成 1 7 年佐野市条例第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	2,160	を	2,200	に改める。
	2,160		2,200	
	2,160		2,200	
	2,160		2,200	
	2,160		2,200	
	2,160		2,200	
	2,160		2,200	
	1,020		1,040	
	2,050		2,090	
	3,080		3,140	

(佐野市再開発住宅条例の一部改正)

第 3 2 条 佐野市再開発住宅条例（平成 1 7 年佐野市条例第 2 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第31条の2中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(佐野市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第33条 佐野市特定公共賃貸住宅条例(平成17年佐野市条例第215号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「3,080円」を「3,140円」に改める。

(佐野市水道事業給水条例の一部改正)

第34条 佐野市水道事業給水条例(平成17年佐野市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第20条の2中「648円」を「660円」に、「324円」を「330円」に改める。

第26条第1項の表中	54,000	を	55,000
	151,200		154,000
	270,000		275,000
	896,400		913,000
	1,566,000		1,595,000
	4,309,200		4,389,000
	8,856,000		9,020,000

に改める。

別表第1項の表中

2,057円	20立方メートルを 超え50立方メー トルまでの分	124 円20銭	を	2,095円	20立方メートルを 超え50立方メー トルまでの分	126 円50銭
2,150円				2,190円		
2,202円	50立方メートルを 超え100立方メー トルまでの分	151 円20銭		2,242円	50立方メートルを 超え100立方メー トルまでの分	154 円
2,561円				2,609円		
3,867円	100立方メートル を超え300立方メ ートルまでの分			3,939円	100立方メートル を超え300立方メ ートルまでの分	
4,578円				4,662円		

	178 円 20 銭
5,533 円	300 立方メートル を超える分 210
7,436 円	円 60 銭
10,399 円	

	181 円 50 銭
5,636 円	300 立方メートル を超える分 214
7,574 円	円 50 銭
10,591 円	

に改め、別表第 2 項の表中

10,810 円	200 立方メートル
10,903 円	を超える分 97 円
10,924 円	20 銭
11,283 円	
12,590 円	
13,300 円	
14,256 円	
16,149 円	
19,121 円	

11,011 円	200 立方メートル
11,105 円	を超える分 99 円
11,126 円	
11,492 円	
12,823 円	
13,546 円	
14,520 円	
16,448 円	
19,475 円	

を

に改め、別表第 3 項の表中

4,094 円	20 立方メートルを
4,187 円	超える分 216 円
4,217 円	
4,567 円	
5,874 円	
6,593 円	
7,539 円	
9,442 円	
12,404 円	

4,170 円	20 立方メートルを
4,264 円	超える分 220 円
4,295 円	
4,651 円	
5,982 円	
6,715 円	
7,679 円	
9,617 円	
12,634 円	

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中佐野市手数料条例別表行政不服審査関係手数料の項の表の改正規定は、令和元

年7月1日から施行する。

(佐野市自転車放置防止条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の佐野市自転車放置防止条例第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の自転車の撤去に係る撤去費用について適用し、同日前の自転車の撤去に係る撤去費用については、なお従前の例による。

(佐野市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の佐野市手数料条例別表建築関係手数料の項の表第41号、第44号及び第50号の項の規定並びに消防関係手数料の項の表第2号の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(佐野市公民館利用条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の佐野市公民館利用条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市作原野外活動施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の佐野市作原野外活動施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(佐野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の佐野市体育施設条例第12条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(佐野市立博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の佐野市立博物館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の入館料について適用し、同日前の入館料については、なお従前の例による。

(佐野市立美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の佐野市立美術館条例第8条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に行う撮影、熟覧、模写又は模造（以下この項に

において「撮影等」という。)に係る撮影等に係る料金について適用し、同日前に行われた撮影等に係る料金については、なお従前の例による。

- 9 第7条の規定による改正後の佐野市立美術館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の観覧料について適用し、同日前の観覧料については、なお従前の例による。

(佐野市コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第8条の規定による改正後の佐野市コミュニティセンター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市高齢者福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第9条の規定による改正後の佐野市高齢者福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市隣保館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第10条の規定による改正後の佐野市隣保館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市国民健康保険診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 第11条の規定による改正後の佐野市国民健康保険診療所条例第5条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の診療その他の業務に係る使用料について適用し、同日前の診療その他の業務に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第12条の規定による改正後の佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1し尿の項の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

- 15 第12条の規定による改正後の佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1ごみの項、粗大ごみの項及び家電品目の項並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に搬入され、収集運搬され又は運搬される一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に搬入し、収集運搬し、

又は運搬された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 第13条の規定による改正後の佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(佐野市営墓地条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 第14条の規定による改正後の佐野市営墓地条例第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る管理手数料について適用し、同日前の許可に係る管理手数料については、なお従前の例による。

(佐野市生活改善センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 第15条の規定による改正後の佐野市生活改善センター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市農林漁家高齢者センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 第16条の規定による改正後の佐野市農林漁家高齢者センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市菜蟲館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 20 第17条の規定による改正後の佐野市菜蟲館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 第18条の規定による改正後の佐野市農業集落排水処理施設条例第8条第3項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している農業集落排水処理施設の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である農業集落排水処理施設の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受け

る権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 22 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（佐野市佐野インランドポート条例の一部改正に伴う経過措置）

- 23 第19条の規定による改正後の佐野市佐野インランドポート条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（佐野市たぬまふるさと館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 24 第20条の規定による改正後の佐野市たぬまふるさと館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（佐野市勤労者会館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 25 第21条の規定による改正後の佐野市勤労者会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（佐野市観光施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 26 第22条の規定による改正後の佐野市観光施設条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

（佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の一部改正に伴う経過措置）

- 27 第23条の規定による改正後の佐野市道の駅どまんなかたぬま条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（佐野市文化施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 28 第24条の規定による改正後の佐野市文化施設条例別表第1の規定は、

この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(佐野市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 29 第25条の規定による改正後の佐野市駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお、従前の例による。

(佐野市自転車駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 30 第26条の規定による改正後の佐野市自転車駐車場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る定期利用の手数料について適用し、同日前の許可に係る定期利用の手数料については、なお従前の例による。

(佐野市佐野駅前交流プラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

- 31 第27条の規定による改正後の佐野市佐野駅前交流プラザ条例別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(佐野市中心市街地活性化広場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 32 第28条の規定による改正後の佐野市中心市街地活性化広場条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐野市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 33 第29条の規定による改正後の佐野市都市公園条例別表第1及び別表第4(第7項第2号の表を除く。)の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

(佐野市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 34 第30条の規定による改正後の佐野市下水道条例第17条第3項第1号及び第2号並びに別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から継続している公共下水道の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受

ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 35 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（佐野市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 36 第34条の規定による改正後の佐野市水道事業給水条例第26条の規定は、この条例の施行の日以後に管理者の承認を受ける水道加入金について適用し、同日前に管理者の承認を受けた水道加入金については、なお従前の例による。

- 37 第34条の規定による改正後の佐野市水道事業給水条例別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した水道料金（施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した水道料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 38 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、使用料等を改めるため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第44号参考資料

佐野市自転車放置防止条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現	行	改正案
(費用の徴収) 第11条 市長は、第9条第1項及び第4項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、それに要した費用として、次に掲げる金額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）を当該自転車の利用者等から徴収することができる。	(費用の徴収) 第11条 市長は、第9条第1項及び第4項の規定により自転車を撤去し、保管したときは、それに要した費用として、次に掲げる金額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）を当該自転車の利用者等から徴収することができる。	
車種 撤去費用 1台につき 1,080円	車種 撤去費用 1台につき 1,100円	
自転車	自転車	
2 (略)	2 (略)	

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現	行	改正案
別表 (第2条関係) (表略) 行政不服審査関係手数料	別表 (第2条関係) (表略) 行政不服審査関係手数料	
手数料を徴収する事務 行政不服審査法第38条 の規定に基づき審理員 が行う提出書類等の写	手数料を徴収する事務 行政不服審査法第38条 の規定に基づき審理員 が行う提出書類等の写	金額 用紙1枚につき10円
交付の方法 用紙 (日本工業規格A列3番以下 の大きさの用紙を	交付の方法 用紙 (日本産業規格A列3番以下 の大きさの用紙を	備考 両面に複写され、 又は出力された用 紙については、片

し等の交付及び同法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき同法第81条第1項の機関が行う主張書面等の写し等の交付	以下この表において同じ。)に黒色で複写され、又は出力されたものの交付 (略)	面を1枚として手数料の額を算定する。 (略)
--	---	---------------------------

建築関係手数料
(表略)

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(1)～(40) (略)	(略)	(略)
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第3項の規定による申請に対する審査	(1) (略) (2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア (略) イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定による審査 次に掲げる区分に応じた金額 (ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性	(略)

し等の交付及び同法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき同法第81条第1項の機関が行う主張書面等の写し等の交付	以下この表において同じ。)に黒色で複写され、又は出力されたものの交付 (略)	面を1枚として手数料の額を算定する。 (略)
--	---	---------------------------

建築関係手数料
(表略)

手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(1)～(40) (略)	(略)	(略)
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項又は第3項の規定による申請に対する審査	(1) (略) (2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア (略) イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定による審査 次に掲げる区分に応じた金額 (ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性	(略)

を有する場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	118,560円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	147,720円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	161,760円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	204,960円
50,000㎡を超えるもの	347,520円

(イ) (ア) 以外の場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	171,480円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	228,720円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	262,200円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	346,440円
50,000㎡を超えるもの	636,960円

ウ (略)

(42)・(43) (略)

(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料
 (1) (略)
 (2) 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額

を有する場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	120,700円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	150,400円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	164,700円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	208,700円
50,000㎡を超えるもの	353,900円

(イ) (ア) 以外の場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	174,600円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	232,900円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	267,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	352,800円
50,000㎡を超えるもの	648,700円

ウ (略)

(42)・(43) (略)

(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料
 (1) (略)
 (2) 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額

という。) 第53条
第1項の規定による
申請に対する審査

ア (略)
イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 次に掲げる区分に応じた金額
(ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	118,560円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	147,720円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	161,760円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	204,960円
50,000㎡を超えるもの	347,520円

(イ) (ア) 以外の場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	171,480円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	228,720円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	262,200円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	346,440円
50,000㎡を超えるもの	636,960円

ウ (略)

(45)～(49) (略)

(50) 建築物エネルギー

建築物エネルギー消費性能向上計画 (建築物エネルギー消費

という。) 第53条
第1項の規定による
申請に対する審査

ア (略)
イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定の審査 次に掲げる区分に応じた金額
(ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	120,700円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	150,400円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	164,700円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	208,700円
50,000㎡を超えるもの	353,900円

(イ) (ア) 以外の場合

判定を要する建築物ごとの床面積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	174,600円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	232,900円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	267,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	352,800円
50,000㎡を超えるもの	648,700円

ウ (略)

(45)～(49) (略)

(50) 建築物エネルギー

建築物エネルギー消費性能向上計画 (建築物エネルギー消費

ギ一消費性能向上
法第29条第1項の
規定による申請に
対する審査

費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消
費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。) に関
する認定申請手数料

- (1) (略)
 - (2) 建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の
規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額
- ア (略)
- イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判
定の審査 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を
受けたプログラムによって確かめられる安全性
を有する場合

判定を要する建築物ごとの床面 積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	<u>118,560円</u>
1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>147,720円</u>
2,000㎡を超え10,000㎡以下	<u>161,760円</u>
10,000㎡を超え50,000㎡以下	<u>204,960円</u>
50,000㎡を超えるもの	<u>347,520円</u>

(イ) (ア) 以外の場合

判定を要する建築物ごとの床面 積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	<u>171,480円</u>
1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>228,720円</u>

ギ一消費性能向上
法第29条第1項の
規定による申請に
対する審査

費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消
費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。) に関
する認定申請手数料

- (1) (略)
 - (2) 建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の
規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額
- ア (略)
- イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判
定の審査 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 建築物の構造方法が国土交通大臣の認定を
受けたプログラムによって確かめられる安全性
を有する場合

判定を要する建築物ごとの床面 積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	<u>120,700円</u>
1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>150,400円</u>
2,000㎡を超え10,000㎡以下	<u>164,700円</u>
10,000㎡を超え50,000㎡以下	<u>208,700円</u>
50,000㎡を超えるもの	<u>353,900円</u>

(イ) (ア) 以外の場合

判定を要する建築物ごとの床面 積の合計	申出1件につき
1,000㎡以下	<u>174,600円</u>
1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>232,900円</u>

2,000㎡を超え10,000㎡以下	262,200円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	346,440円
50,000㎡を超えるもの	636,960円

ウ (略)

(51)・(52) (略)

(表略)

消防関係手数料

手数料を徴収する事務		金額
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	ア～エ (略) オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 オ 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き

2,000㎡を超え10,000㎡以下	267,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	352,800円
50,000㎡を超えるもの	648,700円

ウ (略)

(51)・(52) (略)

(表略)

消防関係手数料

手数料を徴収する事務		金額
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	ア～エ (略) オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 オ 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)・(イ) (略) (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き

<p>蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき1,580,000円 (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上100,000 キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき1,940,000円 (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の浮き 屋根式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵 所 1件につき2,260,000円 (カ)～(ク) (略) カ～シ (略) (略) (3)～(14) (略)</p>	<p>蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき1,590,000円 (エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上100,000 キロリットル未満の浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所及び浮き 蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1 件につき1,950,000円 (オ) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の浮き 屋根式特定屋外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵 所 1件につき2,270,000円 (カ)～(ク) (略) カ～シ (略) (略) (3)～(14) (略)</p>
--	--

佐野市公民館利用条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現	行	改正案
別表 (第7条関係)	別表 (第7条関係)	別表 (第7条関係)
1 佐野市中央公民館、佐野市佐野地区公民館使用料	1 佐野市中央公民館、佐野市佐野地区公民館使用料	1 佐野市中央公民館・佐野市佐野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	3,340円	4,750円	6,580円
第1会議室	640円	970円	1,290円
第2会議室	640円	970円	1,290円
第3会議室	640円	970円	1,290円
実習室	640円	1,400円	2,050円
工芸室	540円	970円	1,510円
第1教養室	430円	640円	970円
第2教養室	640円	860円	1,510円

2 佐野市植野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,370円	3,340円	4,640円
第1会議室	750円	1,080円	1,510円
第2会議室	540円	860円	1,180円
第3会議室	640円	970円	1,290円
実習室	640円	1,180円	1,830円
教養室(和室)	750円	1,180円	1,940円

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	3,410円	4,840円	6,710円
第1会議室	660円	990円	1,320円
第2会議室	660円	990円	1,320円
第3会議室	660円	990円	1,320円
実習室	660円	1,430円	2,090円
工芸室	550円	990円	1,540円
第1教養室	440円	660円	990円
第2教養室	660円	880円	1,540円

2 佐野市植野地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	770円	1,100円	1,540円
第2会議室	550円	880円	1,210円
第3会議室	660円	990円	1,320円
実習室	660円	1,210円	1,870円
教養室(和室)	770円	1,210円	1,980円

3 佐野市界地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,370円	3,340円	4,640円
第1会議室	750円	970円	1,400円
第2会議室(和室)	320円	540円	860円
第1教養室(和室)	210円	320円	540円
第2教養室(和室)	320円	430円	640円
実習室	320円	640円	970円
工芸室	320円	640円	970円

4 佐野市大伏地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,370円	3,340円	4,640円
第1会議室	970円	1,400円	1,940円
第2会議室	430円	640円	970円
第3会議室(和室)	430円	640円	970円
第1教養室(和室)	540円	750円	1,290円

3 佐野市界地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	770円	990円	1,430円
第2会議室(和室)	330円	550円	880円
第1教養室(和室)	220円	330円	550円
第2教養室(和室)	330円	440円	660円
実習室	330円	660円	990円
工芸室	330円	660円	990円

4 佐野市大伏地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	990円	1,430円	1,980円
第2会議室	440円	660円	990円
第3会議室(和室)	440円	660円	990円
第1教養室(和室)	550円	770円	1,320円

第2教養室(和室)	540円	860円	1,400円
実習室	540円	1,180円	1,720円
工芸室	320円	540円	860円
創作室	430円	540円	750円

5 佐野市城北地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,370円	3,340円	4,640円
第1会議室	540円	860円	1,180円
第2会議室	540円	750円	1,080円
第3会議室	540円	750円	1,080円
実習室	540円	1,080円	1,620円
工芸室	320円	640円	970円
第1教養室(和室)	540円	860円	1,400円
第2教養室(和室)	540円	860円	1,510円

6 佐野市旗川地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第2教養室(和室)	550円	880円	1,430円
実習室	550円	1,210円	1,760円
工芸室	330円	550円	880円
創作室	440円	550円	770円

6 佐野市旗川地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	2,420円	3,410円	4,730円
第1会議室	550円	880円	1,210円
第2会議室	550円	770円	1,100円
第3会議室	550円	770円	1,100円
実習室	550円	1,100円	1,650円
工芸室	330円	660円	990円
第1教養室(和室)	550円	880円	1,430円
第2教養室(和室)	550円	880円	1,540円

会議室	540円	750円	1,080円
第1教養室(和室)	430円	540円	970円
第2教養室(和室)	430円	540円	970円
実習室	320円	640円	970円
工芸室	320円	540円	860円

7 佐野市吾妻地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室(和室)	750円	1,180円	2,050円
教養室(和室)	750円	1,080円	1,830円
実習室	320円	750円	1,080円

8 佐野市赤見地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	1,720円	2,480円	3,560円
第1会議室	860円	1,290円	1,830円
第2会議室	640円	860円	1,290円
実習室	640円	1,400円	2,050円

会議室	550円	770円	1,100円
第1教養室(和室)	440円	550円	990円
第2教養室(和室)	440円	550円	990円
実習室	330円	660円	990円
工芸室	330円	550円	880円

7 佐野市吾妻地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室(和室)	770円	1,210円	2,090円
教養室(和室)	770円	1,100円	1,870円
実習室	330円	770円	1,100円

8 佐野市赤見地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	1,760円	2,530円	3,630円
第1会議室	880円	1,320円	1,870円
第2会議室	660円	880円	1,320円
実習室	660円	1,430円	2,090円

教養室(和室)	970円	1,400円	2,260円
---------	------	--------	--------

9 佐野市田沼中央公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
大ホール	平日 5,400円	7,560円	9,720円
	日曜日、土 曜日及び休 日	7,560円	14,040円
準備室	540円	750円	1,080円
視聴覚室	1,080円	1,620円	2,160円
会議室1	540円	750円	1,080円
会議室2	540円	750円	1,080円
調理実習室	1,080円	1,620円	2,160円
展示室	1,080円	1,620円	2,160円

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 この表において準備若しくは練習のために舞台のみを利用する場合はホワイエのみを利用する場合の大ホールの使用料の額は、同表に定める使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。
- 3 この表において利用時間の延長に係る使用料の額は、その延長する1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 延長する時間が正午から午後5時までの間にあるとき 正午から午後5時

教養室(和室)	990円	1,430円	2,310円
---------	------	--------	--------

9 佐野市田沼中央公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
大ホール	平日 5,500円	7,700円	9,900円
	日曜日、土 曜日及び休 日	7,700円	14,300円
準備室	550円	770円	1,100円
視聴覚室	1,100円	1,650円	2,200円
会議室1	550円	770円	1,100円
会議室2	550円	770円	1,100円
調理実習室	1,100円	1,650円	2,200円
展示室	1,100円	1,650円	2,200円

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 この表において準備若しくは練習のために舞台のみを利用する場合はホワイエのみを利用する場合の大ホールの使用料の額は、同表に定める使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。
- 3 この表において利用時間の延長に係る使用料の額は、その延長する1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 延長する時間が正午から午後5時までの間にあるとき 正午から午後5時

までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

- (2) 延長する時間が午後5時から午後10時までの間にあるとき 午後5時から午後10時までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

4 この表において本市の区域外に住所を有する者が利用する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

5 この表において会費その他これに類する入場者が主催者に支払う料金（以下「会費等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 会費等1,500円未満 100分の50
 (2) 会費等1,500円以上 100分の100

6 第2項から前項までの規定により計算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

10 佐野市田沼地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	1,080円	1,620円	2,160円
会議室	540円	750円	1,080円

までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

- (2) 延長する時間が午後5時から午後10時までの間にあるとき 午後5時から午後10時までの区分に係る使用料の額又は前項の規定により計算した額に100分の30を乗じて得た額

4 この表において本市の区域外に住所を有する者が利用する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。

5 この表において会費その他これに類する入場者が主催者に支払う料金（以下「会費等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、同表に定める使用料の額又は前2項の規定により計算した額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 会費等が1,500円未満の場合 100分の50
 (2) 会費等が1,500円以上の場合 100分の100

6 第2項から前項までの規定により計算した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

10 佐野市田沼地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	1,100円	1,650円	2,200円
会議室	550円	770円	1,100円

和室	10畳	540円	750円	1,080円
	8畳	430円	640円	860円
調理室		540円	750円	1,080円

11 佐野市田沼南部地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	540円	540円	1,080円
会議室(1室につき)	430円	430円	860円
調理実習室	540円	540円	540円

12 佐野市葛生地区公民館・佐野市常盤地区公民館・佐野市水室地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
講堂	570円	910円	1,490円
会議室(1室につき)	340円	690円	1,030円
和室	690円	1,030円	1,720円
調理実習室	340円	690円	1,030円

13 附属器具使用料

- (1) 佐野市中央公民館、佐野市植野地区公民館、佐野市界地区公民館、佐野市大伏地区公民館、佐野市城北地区公民館、佐野市旗川地区公民館、佐野市吾妻地区公民館及び佐野市赤見地区公民館

和室	10畳	550円	770円	1,100円
	8畳	440円	660円	880円
調理室		550円	770円	1,100円

11 佐野市田沼南部地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	550円	550円	1,100円
会議室(1室につき)	440円	440円	880円
調理実習室	550円	550円	550円

12 佐野市葛生地区公民館・佐野市常盤地区公民館・佐野市水室地区公民館使用料

区分	金額		
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール	580円	930円	1,510円
会議室(1室につき)	350円	700円	1,050円
和室	700円	1,050円	1,760円
調理実習室	350円	700円	1,050円

13 附属器具使用料

- (1) 佐野市中央公民館、佐野市植野地区公民館、佐野市界地区公民館、佐野市大伏地区公民館、佐野市城北地区公民館、佐野市旗川地区公民館、佐野市吾妻地区公民館及び佐野市赤見地区公民館

器具名	単位	金額
映写機等投影機	1台1回	640円
拡声装置	1式1回	540円
録音機	1台1回	540円
スポットライト	1台1回	210円
ピアノ	1台1回	1,080円

備考

- この表において利用時間は、1回につき5時間以内とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(2) 佐野市田沼中央公民館

器具名	単位	金額
映写機等投影機	1台1回	660円
拡声装置	1式1回	550円
録音機	1台1回	550円
スポットライト	1台1回	220円
ピアノ	1台1回	1,100円

備考

- この表において利用時間は、1回につき5時間以内とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(2) 佐野市田沼中央公民館

器具名	単位	金額	
大ホール 設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台1回	2,160円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台1回	1,080円
	ピアノ	1台1回	4,320円
	エレクトーン	1台1回	2,160円
	照明器具	1式1回	10,800円
	音響装置	1式1回	5,400円
	反射板	1式1回	1,080円
	所作台	1式1回	3,240円
	平台	1式1回	1,080円
	金びょうぶ	1式1回	2,160円

器具名	単位	金額	
大ホール 設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台1回	2,200円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台1回	1,100円
	ピアノ	1台1回	4,400円
	エレクトーン	1台1回	2,200円
	照明器具	1式1回	11,000円
	音響装置	1式1回	5,500円
	反射板	1式1回	1,100円
	所作台	1式1回	3,300円
	平台	1式1回	1,100円
	金びょうぶ	1式1回	2,200円

	床マット	1式1回	3,240円
聴覚室設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台1回	1,080円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台1回	540円
	OHP (スクリーン付)	1台1回	1,080円
	ビデオ装置	1式1回	540円
	音響装置	1式1回	3,240円
その他	展示用スポット照明器具	1台1回	50円
	展示用パネル	1枚1回	100円
	持込器具 (1kwまで)	1回	210円

備考

- この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1回当たりの使用料の額とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(3) 佐野市田沼地区公民館

器具名	単位	金額
音響装置	1式1回	3,240円
ピアノ	1台1回	2,160円

備考

- この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1

	床マット	1式1回	3,300円
視聴覚室設備	16ミリ映写機 (スクリーン付)	1台1回	1,100円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1台1回	550円
	OHP (スクリーン付)	1台1回	1,100円
	ビデオ装置	1式1回	550円
	音響装置	1式1回	3,300円
その他	展示用スポット照明器具	1台1回	50円
	展示用パネル	1枚1回	110円
	持込器具 (1kwまで)	1回	220円

備考

- この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1回当たりの使用料の額とする。
- ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

(3) 佐野市田沼地区公民館

器具名	単位	金額
音響装置	1式1回	3,300円
ピアノ	1台1回	2,200円

備考

- この表において、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの区分ごとの利用を1回として計算する。
- この表において利用時間の延長に係る附属器具使用料の額は、1時間につき1

回当たりの使用料の額とする。

3 ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

14 佐野市田沼中央公民館冷暖房使用料

区分	単位	金額
大ホール	1時間	4,320円

備考 この表において、冷暖房設備の利用時間が1時間に満たないときは1時間、冷暖房設備の利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

回当たりの使用料の額とする。

3 ピアノの調律に要する費用は、実費に相当する額とする。

14 佐野市田沼中央公民館冷暖房使用料

区分	単位	金額
大ホール	1時間	4,400円

備考 この表において、冷暖房設備の利用時間が1時間に満たないときは1時間、冷暖房設備の利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

佐野市作原野外活動施設条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

現 行

別表 (第13条関係)

区分		金額
センターハウス	宿泊 午前10時30分から翌日の午前10時まで	大人 1人につき1,290円 中学生以下 1人につき1,080円
	日帰り 午前10時30分から午後9時まで	大人 1人につき320円 中学生以下 1人につき100円
別館	宿泊 午前10時30分から翌日の午前10時まで	大人 1人につき1,620円 中学生以下 1人につき1,400円
	日帰り 午前10時30分	大人 1人につき540円

改 正 案

別表 (第13条関係)

区分		金額
センターハウス	宿泊 午前10時30分から翌日の午前10時まで	大人 1人につき1,320円 中学生以下 1人につき1,100円
	日帰り 午前10時30分から午後9時まで	大人 1人につき330円 中学生以下 1人につき110円
別館	宿泊 午前10時30分から翌日の午前10時まで	大人 1人につき1,650円 中学生以下 1人につき1,430円
	日帰り 午前10時30分	大人 1人につき550円

キャンプ場	宿泊	午後9時まで	中学生以下	1人につき320円
		午前10時30分から翌日の午前10時まで	テントを借りる場合	5人用テント1張につき 1,620円 8人用テント1張につき 2,590円
キャンプ場	宿泊	午前10時30分から午後9時まで	テントを持ち込む場合	テント1張につき 1,080円
			大人	1人につき320円
キャンプ場	日帰り	午前10時30分から午後9時まで	中学生以下	1人につき100円
			大人	1人につき330円
体育館	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後6時まで 午後6時から午後9時30分まで	午後9時から午後1時まで	中学生以下	1回につき550円
		午後1時から午後6時まで	中学生	1回につき550円
		午後6時から午後9時30分まで	中学生以下	1回につき550円
テニスコート	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで		1面につき2,090円
		午後1時から午後5時まで		1面につき2,090円
備考 (略)				
キャンプ場	宿泊	午後9時まで	中学生以下	1人につき330円
		午前10時30分から翌日の午前10時まで	テントを借りる場合	5人用テント1張につき 1,650円 8人用テント1張につき 2,640円
キャンプ場	宿泊	午前10時30分から午後9時まで	テントを持ち込む場合	テント1張につき 1,100円
			大人	1人につき330円
キャンプ場	日帰り	午前10時30分から午後9時まで	中学生以下	1人につき110円
			大人	1人につき330円
体育館	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後6時まで 午後6時から午後9時30分まで	午後9時から午後1時まで	中学生以下	1回につき550円
		午後1時から午後6時まで	中学生	1回につき550円
		午後6時から午後9時30分まで	中学生以下	1回につき550円
テニスコート	午前9時から午後1時まで 午後1時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで		1面につき2,090円
		午後1時から午後5時まで		1面につき2,090円
備考 (略)				

佐野市体育施設条例の改正案 新旧対照表

(第5条関係)

現 行		改 正 案	
(使用料)		(使用料)	
第12条 物品販売等行為の許可に係る体育施設の施設の使用料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		第12条 物品販売等行為の許可に係る体育施設の施設の使用料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	
屋外のと き	1平方メートル1日につき45円	屋外のと き	1平方メートル1日につき46円
屋内のと き	1平方メートル1日につき90円	屋内のと き	1平方メートル1日につき92円
備考 (略)		備考 (略)	
2 (略)		2 (略)	
別表第2 (第14条関係)		別表第2 (第14条関係)	
1 佐野市佐野武道館		1 佐野市佐野武道館	
個人利用	一般	1人2時間につき	110円
		1人1年間につき	1,100円
専用利用 (1面につき)	中学生以下	1人2時間につき	50円
		1人1年間につき	550円
	午前9時から正午まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円
午後3時から午後6時まで	一般	1,650円	1,650円
		中学生以下	820円
	午後3時から午後6時まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円

	午後6時から午後9時30分まで	一般	1,620円
		中学生以下	810円

2 佐野市田沼総合運動場

(1) 陸上競技場兼野球場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時から午後9時30分まで
陸上競技場 (全面)	1,080円	1,080円
野球場 (1面につき)	540円	1,620円

(2) テニスコート

	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで
1面につき210円		1面につき210円

3 佐野市田沼西運動場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時から午後9時30分まで
陸上競技場 (全面)	540円	540円
野球場 (1面につき)	540円	1,620円

4 佐野市アリーナたぬま

(1) 施設等

ア メインアリーナ等

専用利用	メイン	入場料	アマチュアスポ	区分	
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時から午後10時まで
				6,480円	6,480円
				8,100円	8,100円

	午後6時から午後9時30分まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円

2 佐野市田沼総合運動場

(1) 陸上競技場兼野球場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時から午後9時30分まで
陸上競技場 (全面)	1,100円	1,100円
野球場 (1面につき)	550円	1,650円

(2) テニスコート

	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで
1面につき220円		1面につき220円

3 佐野市田沼西運動場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時から午後9時30分まで
陸上競技場 (全面)	550円	550円
野球場 (1面につき)	550円	1,650円

4 佐野市アリーナたぬま

(1) 施設等

ア メインアリーナ等

専用利用	メイン	入場料	アマチュアスポ	区分	
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時から午後10時まで
				6,600円	6,600円
				8,250円	8,250円

アーリー ナ	を徴収 しない 場合	ーツに利用する 場合				
		集会場を利用する 場合	12,960円	12,960円	12,960円	16,200円
	入場料 を徴収 する場 合	営利を目的とし て利用する場合	64,800円	64,800円	64,800円	81,000円
		アマチュアスポ ーツに利用する 場合	12,960円	12,960円	12,960円	16,200円
	合	集会場を利用する 場合	25,920円	25,920円	25,920円	32,400円
		営利を目的とし て利用する場合	129,600円	129,600円	129,600円	162,000円
サブア リーナ	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアスポ ーツに利用する 場合	3,240円	3,240円	3,240円	4,050円
		集会場を利用する 場合	6,480円	6,480円	6,480円	8,100円
	合	営利を目的とし て利用する場合	32,400円	32,400円	32,400円	40,500円
		アマチュアスポ ーツに利用する 場合	6,480円	6,480円	6,480円	8,100円

アーリー ナ	を徴収 しない 場合	ーツに利用する 場合				
		集会場を利用する 場合	13,200円	13,200円	13,200円	16,500円
	入場料 を徴収 する場 合	営利を目的とし て利用する場合	66,000円	66,000円	66,000円	82,500円
		アマチュアスポ ーツに利用する 場合	13,200円	13,200円	13,200円	16,500円
	合	集会場を利用する 場合	26,400円	26,400円	26,400円	33,000円
		営利を目的とし て利用する場合	132,000円	132,000円	132,000円	165,000円
サブア リーナ	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアスポ ーツに利用する 場合	3,300円	3,300円	3,300円	4,120円
		集会場を利用する 場合	6,600円	6,600円	6,600円	8,250円
	合	営利を目的とし て利用する場合	33,000円	33,000円	33,000円	41,250円
		アマチュアスポ ーツに利用する 場合	6,600円	6,600円	6,600円	8,250円

	合	集会場を利用する 場合	12,960円	12,960円	16,200円
		営利を目的として 利用する場合	64,800円	64,800円	81,000円
個人利用	メインアリーナ	一般	1人2時間につき210円		
		中学生以下	1人2時間につき100円		
	サブアリーナ	一般	1人2時間につき210円		
		中学生以下	1人2時間につき100円		
	トレーニング室		1人1回につき210円 回数券11回綴り2,160円 (略)		

イ 会議室

区分	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
会議室	1,400円	1,400円	1,720円

(2) 器具等

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
バレーボール器具一式	1回につき210円	1回につき430円
バスケットボール器具一式		
バドミントン器具一式		
卓球器具一式		
拡声装置一式		

	合	集会場を利用する 場合	13,200円	13,200円	16,500円
		営利を目的として 利用する場合	66,000円	66,000円	82,500円
個人利用	メインアリーナ	一般	1人2時間につき220円		
		中学生以下	1人2時間につき110円		
	サブアリーナ	一般	1人2時間につき220円		
		中学生以下	1人2時間につき110円		
	トレーニング室		1人1回につき220円 回数券11回綴り2,200円 (略)		

イ 会議室

区分	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後10 時まで
会議室	1,430円	1,430円	1,760円

(2) 器具等

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
バレーボール器具一式	1回につき220円	1回につき440円
バスケットボール器具一式		
バドミントン器具一式		
卓球器具一式		
拡声装置一式		

(3) サブアリーナ床暖房

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
2,160円	2,160円	2,700円

5 佐野市葛生武道館

区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
中学生以下	(略)	(略)	
体育及びスポーツ に利用する場合	210円	320円	540円
上記以外の者	540円	870円	2,190円
下記以外の場合	1,090円	2,190円	3,290円
集会又は大会に利 用する場合	2,190円	4,390円	8,800円

6 佐野市葛生農業者トレーニングセンター

区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
入場料 を徴収 しない 場合	570円	1,140円	3,430円
高校生以 下	280円	570円	1,710円
全面	280円	280円	1,140円
バレーボール (1 面につき)	280円	280円	450円
バドミントン (1 面につき)	110円	110円	280円
卓球 (1台につ き)	1,140円	2,280円	6,860円
上記以外	1,140円	2,280円	6,860円

(3) サブアリーナ床暖房

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
2,200円	2,200円	2,750円

5 佐野市葛生武道館

区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
中学生以下	(略)	(略)	
体育及びスポーツ に利用する場合	220円	330円	550円
上記以外の者	550円	890円	2,230円
下記以外の場合	1,110円	2,230円	3,350円
集会又は大会に利 用する場合	2,230円	4,470円	8,960円

6 佐野市葛生農業者トレーニングセンター

区分	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
入場料 を徴収 しない 場合	580円	1,160円	3,490円
高校生以 下	280円	580円	1,740円
全面	280円	280円	1,160円
バレーボール (1 面につき)	280円	280円	460円
バドミントン (1 面につき)	110円	110円	280円
卓球 (1台につ き)	1,160円	2,330円	6,990円
上記以外	1,160円	2,330円	6,990円

の者	バレーボール (1面につき)	570円	1,140円	3,430円
	バドミントン (1面につき)	570円	570円	2,280円
	卓球 (1台につき)	220円	220円	900円
入場料を徴収する場合	全面	2,280円	4,560円	13,720円
	バレーボール (1面につき)	1,130円	2,280円	6,850円
	バドミントン (1面につき)	1,130円	1,130円	4,560円
	卓球 (1台につき)	450円	450円	1,810円
備考 (略)				

の者	バレーボール (1面につき)	580円	1,160円	3,490円
	バドミントン (1面につき)	580円	580円	2,330円
	卓球 (1台につき)	230円	230円	920円
入場料を徴収する場合	全面	2,330円	4,650円	13,980円
	バレーボール (1面につき)	1,150円	2,330円	6,980円
	バドミントン (1面につき)	1,150円	1,150円	4,650円
	卓球 (1台につき)	460円	460円	1,840円
備考 (略)				

佐野市立博物館条例の改正案 新旧対照表

(第6条関係)

現 行		改 正 案	
名称	区分	入館料 (1人につき)	
		個人	団体 (20人以上)
佐野市郷土博物館	一般	300円	200円
	大学生・高校生	200円	100円
	中学生・小学生	100円	50円
佐野市郷土博物館	一般	330円	220円
	大学生・高校生	220円	110円
	中学生・小学生	110円	50円

(略)	(略)	(略)	(略)
佐野市葛生化石館	一般	300円	200円
	大学生・高校生	200円	100円
	中学生・小学生	100円	50円
佐野市葛生伝承館	一般	300円	200円
	大学生・高校生	200円	100円
	中学生・小学生	100円	50円

備考

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
佐野市葛生化石館	一般	330円	220円
	大学生・高校生	220円	110円
	中学生・小学生	110円	50円
佐野市葛生伝承館	一般	330円	220円
	大学生・高校生	220円	110円
	中学生・小学生	110円	50円

備考

(略)

佐野市立美術館条例の改正案 新旧対照表

(第7条関係)

現	行
<p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、1点1回につき、<u>3,000円</u>の範囲内で教育委員会が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>別表 (第7条関係)</p>	
区分	観覧料
	個人
	団体
収蔵企画展	1人1日につき510円
	1人1日につき460円

改正案	案
<p>(撮影等の許可及び料金)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、1点1回につき、<u>3,140円</u>の範囲内で教育委員会が定める額の撮影等料金を納付しなければならない。</p> <p>別表 (第7条関係)</p>	
区分	観覧料
	個人
	団体
収蔵企画展	1人1日につき520円
	1人1日につき470円

17時まで	2,160円	同上	1,620円	640円	同上
17時から 22時まで					
単位	全室	同上	8畳間1室	1回につき	同上
9時から 13時まで	540円		430円	540円	
13時から 17時まで	540円		430円		
17時から 22時まで	1,080円		860円		
単位	全室	同上	10畳間1室	1回につき	同上
9時から 13時まで	1,080円		540円	540円	
13時から 17時まで	1,080円		540円		
17時から 22時まで	2,160円		1,080円		

冷暖房		使用料の4割に相当する額			
2 佐野市栃本地区コミュニティセンター使用料					
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで		
	550円	550円	1,100円		
入場料を徴収しない場合					
会議室	入場料が550円以下	2,750円	5,500円		
	入場料を徴収する場合	2,750円	5,500円		
	入場料を超えるとき	5,500円	11,000円		
和室	8畳(1室につき)	440円	440円	880円	
調理実習室	1回につき550円				
冷暖房	使用料の4割に相当する額				
3 佐野市田沼北部地区コミュニティセンター使用料					
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで		
	1,100円	1,100円	2,200円		
入場料を徴収しない場合					
会議室	1,100円				

佐野市 戸奈良 地区コ ミュニ ティセ ンター	単位	全室	同上	8 畳間1 室	1 回 に つ き	同上
	9 時 から 13時 まで	1,080円		430円	540円	
	13 時 から 17時 まで	1,080円		430円		
	17 時 から 22時 まで	2,160円		860円		
佐野市 山園地 区コミ ュニテ ィセン ター	単位	全室	同上	8 畳間1 室	1 回 に つ き	同上
	9 時 から 13時 まで	540円		430円	540円	
	13 時 から 17時 まで	540円		430円		
	17 時 から 22時 まで	1,080円		860円		
佐野市 田沼旗 川緑地	単位	全室	同上	8 畳 間1 室	1 回 に つ き	同上
				6 畳 間1 室		

和室	入場料 を徴収 する場 合	入場料が 550 円 以下 のとき	5,500円	5,500円	11,000円
		入場料が 550 円 を超 えるとき	11,000円	11,000円	22,000円
	10畳		550円	550円	1,100円
		8 畳	440円	440円	880円
調理実習室		1 回につき550円			
冷暖房		使用料の 4 割に相当する額			
4 佐野市戸奈良地区コミュニティセンター使用料					
会議室	入場料 を徴収 する場 合	入場料を徴収しない	9 時 から 13時 まで	13 時 から 17時 まで	17 時 から 22時 まで
		入場料が 550 円 以下 のとき	1,100円	1,100円	2,200円
	入場料 を徴収 する場 合	入場料が 550 円 を超 えるとき	5,500円	5,500円	11,000円
			11,000円	11,000円	22,000円

会館	9時から 13時まで	540円	430円	320円	540円
	13時から 17時まで	540円	430円	320円	320円
17時から 22時まで	1,080円	860円	640円	640円	860円

備考

- 1 料金を徴収して入場させる場合は、入場料、会費、寄附金、賛助料、招待会等の名義のいずれかを問わず、その催物につき入場者から入場の対価を徴収することをいう。
- 2 物品販売等を使用するときは、上表使用料の3倍
- 3 市外居住者の使用は、上表並びに上記により算出した額の50%増
- 4 佐野市赤見地区コミュニティセンター、佐野市植野地区コミュニティセンター、佐野市吾妻地区コミュニティセンター、佐野市旗川地区コミュニティセンター及び佐野市会沢地区コミュニティセンターについては、使用料は、無料とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 6 使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

和室	8畳(1室につき)	440円	440円	880円
調理実習室	1回につき550円			
冷暖房	使用料の4割に相当する額			

5 佐野市山園地区コミュニティセンター使用料

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
	会議室	550円	550円
入場料を徴収しない場合	入場料が550円以下を徴収する場	2,750円	5,500円
	入場料が550円を超えるとき	5,500円	11,000円
	和室	8畳(1室につき)	440円

調理実習室	1回につき550円		
冷暖房	使用料の4割に相当する額		

6 佐野市田沼旗川緑地会館使用料

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
	和室	8畳(1室につき)	440円

会議室	入場料を徴収しない場合	550円	550円	1,100円
	入場料が550円以下を徴収するとき	2,750円	2,750円	5,500円
	入場料が550円を超えるとき	5,500円	5,500円	11,000円
和室	8畳	440円	440円	880円
	6畳	330円	330円	660円
調理実習室		1回につき550円		
冷暖房		使用料の4割に相当する額		

備考

- 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、主催者が入場者から徴収するものをいう。
- 2 物品販売等に使用するときは、規定使用料に100分の300を乗じて得た額とする。
- 3 市の区域外に居住する者が使用するときは、規定使用料に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 前2項のいずれにも該当するときは、規定使用料に100分の450を乗じて得た額とする。
- 5 佐野市赤見地区コミュニティセンター、佐野市植野地区コミュニティセンター、佐野市吾妻地区コミュニティセンター、佐野市旗川地区コミュニティセンター及び佐野市会沢地区コミュニティセンターについて

は、使用料は、無料とする。

6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

7 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

佐野市高齢者福祉センター条例の改正案 新旧対照表
(第9条関係)

現 行		改 正 案	
別表第1 (第10条関係) 高齢者福祉センター使用料 (単位:円)		別表第1 (第10条関係) 高齢者福祉センター使用料 (単位:円)	
利用者別		利用者別	
(略)	(略)	(略)	(略)
上記以外の者	300	16歳以上の者	310
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第10条関係)		別表第2 (第10条関係)	
区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
第1ホール	2,700円	3,780円	5,400円
第2ホール	2,160円	3,240円	4,860円
第3ホール	1,080円	1,620円	2,700円

会議室	540円	750円	1,620円
和室（1室につき）	320円	540円	860円

会議室	550円	760円	1,650円
和室（1室につき）	320円	550円	870円

佐野市隣保館条例の改正案 新旧対照表

（第10条関係）

現 行		改 正 案	
別表第2（第6条関係）			
1 佐野市隣保館使用料			
区分	午前 （午前9時から正 午まで）	午後 （正午から午後5 時まで）	夜間 （午後5時から午 後10時まで）
教養娯楽室 （和室）	320円	540円	750円
調理室	320円	540円	750円
大会議室	1,080円	1,400円	2,050円
2 佐野市田沼福祉コミュニティセンター使用料			
区分	午前 （午前9時から正 午まで）	午後 （正午から午後5 時まで）	夜間 （午後5時から午 後10時まで）
大会議室	540円	540円	1,080円
小会議室	430円	430円	860円
教養娯楽室 （和室）	430円	430円	860円

別表第2（第6条関係）			
1 佐野市隣保館使用料			
区分	午前 （午前9時から正 午まで）	午後 （正午から午後5 時まで）	夜間 （午後5時から午 後10時まで）
教養娯楽室 （和室）	330円	550円	770円
調理室	330円	550円	770円
大会議室	1,100円	1,430円	2,090円
2 佐野市田沼福祉コミュニティセンター使用料			
区分	午前 （午前9時から正 午まで）	午後 （正午から午後5 時まで）	夜間 （午後5時から午 後10時まで）
大会議室	550円	550円	1,100円
小会議室	440円	440円	880円
教養娯楽室 （和室）	440円	440円	880円

備考 (略)

備考 (略)

佐野市国民健康保険診療所条例の改正案 新旧対照表

(第11条関係)

現 行	改 正 案												
<p>(使用料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 診療に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項の規定により消費税を課することとされるものについては、当該消費税を課することとされるものを合計した額に<u>100分の108</u>を乗ずるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 往診のため診療所の自動車を使用した場合は、次の距離の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 片道3キロメートルまで <u>540円</u></p> <p>(2) 片道3キロメートルを超える分 1キロメートルにつき<u>108円</u>を加算した額（その距離に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を1キロメートルとして計算する。）</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 診療に係る使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項の規定により消費税を課することとされるものについては、当該消費税を課することとされるものを合計した額に<u>100分の110</u>を乗ずるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 往診のため診療所の自動車を使用した場合は、次の距離の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 片道3キロメートルまで <u>550円</u></p> <p>(2) 片道3キロメートルを超える分 1キロメートルにつき<u>110円</u>を加算した額（その距離に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を1キロメートルとして計算する。）</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断書 生命保険、年金又は後遺症に関する診</td> <td>1 通</td> <td>5,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	診断書 生命保険、年金又は後遺症に関する診	1 通	5,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断書 生命保険、年金又は後遺症に関する診</td> <td>1 通</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	診断書 生命保険、年金又は後遺症に関する診	1 通	5,500円
区分	単位	金額											
診断書 生命保険、年金又は後遺症に関する診	1 通	5,400円											
区分	単位	金額											
診断書 生命保険、年金又は後遺症に関する診	1 通	5,500円											

断書その他記載事項がこれらに類するもの		断書その他記載事項がこれらに類するもの	
死亡診断書	1通	5,400円	
健康診断書	1通	3,240円	
上記以外の診断書	1通	3,240円	
証明書 労働者災害補償保険証明書、自動車損害賠償責任保険証明書その他の特殊な証明書	1通	5,400円	
交通災害共済証明書、装具証明書その他の複雑な証明書	1通	2,160円	
通院証明書その他の簡易な証明書	1通	540円	
死体検案書	1通	16,200円	

証明書 労働者災害補償保険証明書、自動車損害賠償責任保険証明書その他の特殊な証明書	1通	5,500円	
健康診断書	1通	3,300円	
上記以外の診断書	1通	3,300円	
交通災害共済証明書、装具証明書その他の複雑な証明書	1通	2,200円	
通院証明書その他の簡易な証明書	1通	550円	
死体検案書	1通	16,500円	

佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案 新旧対照表

(第12条関係)

現 行		改 正 案	
別表第1 (第11条関係)			
種別	取扱区分	種別	金額
し尿	(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ア 基本料金 (1月当たり) 世帯人員1人につき390円	し尿	(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ア 基本料金 (1月当たり) 世帯人員1人につき398円

イ 加算料金 (ア) 回数割 (イ) 特殊加算金	1月2回以上収集する世帯について 1回を増すごとに <u>781円</u> 無臭トイレを使用する世帯について 1回につき <u>740円</u>	36リットル (36リットルに満たない 部分は、36リットルとする。) につ き <u>370円</u>	10キログラムにつき <u>210円</u>
	(2) 特別手数料 便槽を使用する者が不特定 多数の事業所等又は前号の普 通手数料によることが適当で ないと認められる一般世帯か ら排出されるもの	10キログラムにつき <u>210円</u>	
ごみ	市の指定する処理施設に搬入 する場合	10キログラムにつき <u>210円</u>	10キログラムにつき <u>210円</u>
粗大 ごみ	市の指定する処理施設に搬入 する場合	1点につき <u>1,620円</u>	1点につき <u>1,620円</u>
	市が排出者宅 等から市の指定 する処理施設ま で収集運搬する 場合	重量が40キ ログラムま でのもの 重量が40キ ログラムを 超えるもの	1点につき <u>3,240円</u>
家電品	市が排出者宅等から市の指定 する処理施設まで収集運搬する 場合	1点につき <u>1,080円</u>	1点につき <u>1,080円</u>
	市の指定する処理施設から指	1点につき <u>1,080円</u>	1点につき <u>1,080円</u>

イ 加算料金 (ア) 回数割 (イ) 特殊加算金	1月2回以上収集する世帯について 1回を増すごとに <u>796円</u> 無臭トイレを使用する世帯について 1回につき <u>754円</u>	36リットル (36リットルに満たない 部分は、36リットルとする。) につ き <u>377円</u>	10キログラムにつき <u>220円</u>
	(2) 特別手数料 便槽を使用する者が不特定 多数の事業所等又は前号の普 通手数料によることが適当で ないと認められる一般世帯か ら排出されるもの	10キログラムにつき <u>220円</u>	
ごみ	市の指定する処理施設に搬入 する場合	10キログラムにつき <u>220円</u>	10キログラムにつき <u>220円</u>
粗大 ごみ	市の指定する処理施設に搬入 する場合	1点につき <u>1,650円</u>	1点につき <u>1,650円</u>
	市が排出者宅 等から市の指定 する処理施設ま で収集運搬する 場合	重量が40キ ログラムま でのもの 重量が40キ ログラムを 超えるもの	1点につき <u>3,300円</u>
家電品	市が排出者宅等から市の指定 する処理施設まで収集運搬する 場合	1点につき <u>1,100円</u>	1点につき <u>1,100円</u>
	市の指定する処理施設から指	1点につき <u>1,100円</u>	1点につき <u>1,100円</u>

定引取場所まで運搬する場合	定引取場所まで運搬する場合
備考 (略)	備考 (略)
別表第2 (第25条関係)	別表第2 (第25条関係)
取扱区分	取扱区分
金額	金額
市の指定する処理施設に搬入する場合	10キログラムにつき210円
備考 (略)	備考 (略)

定引取場所まで運搬する場合	定引取場所まで運搬する場合
備考 (略)	備考 (略)
別表第2 (第25条関係)	別表第2 (第25条関係)
取扱区分	取扱区分
金額	金額
市の指定する処理施設に搬入する場合	10キログラムにつき220円
備考 (略)	備考 (略)

(第13条関係) 佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表 (第13条関係)	別表 (第13条関係)		
1 個人利用	1 個人利用		
(1) 都度利用	(1) 都度利用		
区分	区分	金額	
		一般	中学生以下
温水プール	500円	500円	250円
トレーニングルーム	500円	500円	250円
温浴施設(多目的風呂を除く。)	500円	500円	250円
多目的	午前11時から正午まで	540円	270円
運動場	正午から午後7時まで	540円	270円
		70歳以上	中学生以下
温水プール		510円	260円
トレーニングルーム		510円	260円
温浴施設(多目的風呂を除く。)		510円	260円
多目的	午前11時から正午まで	550円	280円
運動場	正午から午後7時まで	550円	280円

	午後7時から午後12時まで	870円	440円	440円
	で			
	日曜日、土曜日及び休日	870円	440円	440円

(2) 月額利用

区分	金額	
	一般	70歳以上
温水プール、トレニングルーム及び温浴施設(多目的風呂を除く。)	6,000円	4,800円
温水プール	5,000円	4,000円
トレニングルーム	4,500円	2,250円
温浴施設(多目的風呂を除く。)	4,500円	2,250円

2 専用利用

区分	金額	
温水プール	2,580円	
スタジオ	2,060円	
休憩室	620円	
多目的風呂	2,060円	
多目的運動場	午前11時から正午まで	3,240円
	正午から午後7時まで	5,400円
	午後7時から午後12時まで	8,640円
日曜日、土曜日及び休日	8,640円	

備考 (略)

	午後7時から午後12時まで	880円	440円	440円
	で			
	日曜日、土曜日及び休日	880円	440円	440円

(2) 月額利用

区分	金額	
	一般	70歳以上
温水プール、トレニングルーム及び温浴施設(多目的風呂を除く。)	6,110円	4,890円
温水プール	5,090円	4,070円
トレニングルーム	4,580円	2,290円
温浴施設(多目的風呂を除く。)	4,580円	2,290円

2 専用利用

区分	金額	
温水プール	2,630円	
スタジオ	2,100円	
休憩室	630円	
多目的風呂	2,100円	
多目的運動場	午前11時から正午まで	3,300円
	正午から午後7時まで	5,500円
	午後7時から午後12時まで	8,800円
日曜日、土曜日及び休日	8,800円	

備考 (略)

佐野市営墓地条例の改正案 新旧対照表

(第14条関係)

現	行	改正案
(管理手数料)		(管理手数料)
第15条 市営墓地の利用者は、年額2,160円の管理手数料(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下同じ。)を納付しなければならぬ。	第15条 市営墓地の利用者は、年額2,160円の管理手数料(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下同じ。)を納付しなければならぬ。	第15条 市営墓地の利用者は、年額2,200円の管理手数料(消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下同じ。)を納付しなければならぬ。
2 (略)		2 (略)

佐野市生活改善センター条例の改正案 新旧対照表

(第15条関係)

現	行	改正案																																			
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)																																			
1 佐野市三好生活改善センター	1 佐野市三好生活改善センター	1 佐野市三好生活改善センター																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9時から13時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>540円</td> <td>540円</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収しない場合</td> <td rowspan="2">2,700円</td> <td rowspan="2">2,700円</td> <td rowspan="2">5,400円</td> </tr> <tr> <td>入場料が500円以下 のとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td rowspan="2">5,400円</td> <td rowspan="2">5,400円</td> <td rowspan="2">10,800円</td> </tr> <tr> <td>入場料が500円を超えるとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	会議室	540円	540円	1,080円	入場料を徴収しない場合	2,700円	2,700円	5,400円	入場料が500円以下 のとき	入場料を徴収する場合	5,400円	5,400円	10,800円	入場料が500円を超えるとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9時から13時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>550円</td> <td>550円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収しない場合</td> <td rowspan="2">2,750円</td> <td rowspan="2">2,750円</td> <td rowspan="2">5,500円</td> </tr> <tr> <td>入場料が500円以下 のとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td rowspan="2">5,500円</td> <td rowspan="2">5,500円</td> <td rowspan="2">11,000円</td> </tr> <tr> <td>入場料が500円を超えるとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで	会議室	550円	550円	1,100円	入場料を徴収しない場合	2,750円	2,750円	5,500円	入場料が500円以下 のとき	入場料を徴収する場合	5,500円	5,500円	11,000円	入場料が500円を超えるとき
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで																																		
会議室	540円	540円	1,080円																																		
入場料を徴収しない場合	2,700円	2,700円	5,400円																																		
				入場料が500円以下 のとき																																	
入場料を徴収する場合	5,400円	5,400円	10,800円																																		
				入場料が500円を超えるとき																																	
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで																																		
会議室	550円	550円	1,100円																																		
入場料を徴収しない場合	2,750円	2,750円	5,500円																																		
				入場料が500円以下 のとき																																	
入場料を徴収する場合	5,500円	5,500円	11,000円																																		
				入場料が500円を超えるとき																																	

和室	540円	540円	540円	1,080円
調理実習室	1回につき 540円			
(略)	(略)			

2 佐野市白岩生活改善センター

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
	540円	540円	1,080円
木工室	入場料を徴収しない場合		
	入場料を徴収する場合	入場料が500円以下	2,700円
		入場料が500円を超えるとき	5,400円
和室(8畳間)	430円	430円	860円
和室(4.5畳間)	210円	210円	430円
調理実習室	1回につき 540円		
(略)	(略)		

3 佐野市野上基幹集落センター

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
----	-----------	------------	------------

和室	550円	550円	550円	1,100円
調理実習室	1回につき550円			
(略)	(略)			

2 佐野市白岩生活改善センター

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
	550円	550円	1,100円
木工室	入場料を徴収しない場合		
	入場料を徴収する場合	入場料が500円以下	2,750円
		入場料が500円を超えるとき	5,500円
和室(8畳間)	440円	440円	880円
和室(4.5畳間)	220円	220円	440円
調理実習室	1回につき550円		
(略)	(略)		

3 佐野市野上基幹集落センター

区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
----	-----------	------------	------------

大ホール	入場料を徴収しない場合	1,080円	1,080円	2,160円
	入場料を徴収する場合	入場料が500円以下	5,400円	10,800円
		入場料が500円を超えるとき	10,800円	21,600円
和室		540円	540円	1,080円
調理実習室		1回につき 540円		
(略)		(略)		

4 佐野市作原生活改善センター

大会議室	区分 入場料を徴収しない場合	9時から13時まで	540円	17時から22時まで	1,080円
		入場料を徴収する場合	2,700円	5,400円	10,800円
			入場料が500円以下	2,700円	5,400円
小会議室	入場料を徴収しない場合	320円	320円	640円	

大ホール	入場料を徴収しない場合	1,100円	1,100円	2,200円
		入場料を徴収する場合	5,500円	11,000円
			入場料が500円を超えるとき	11,000円
和室		550円	550円	1,100円
調理実習室		1回につき550円		
(略)		(略)		

4 佐野市作原生活改善センター

大会議室	区分 入場料を徴収しない場合	9時から13時まで	550円	13時から17時まで	550円	17時から22時まで	1,100円
		入場料を徴収する場合	2,750円	5,500円	2,750円	5,500円	
			入場料が500円以下	2,750円	5,500円	5,500円	11,000円
小会議室	入場料を徴収しない場合	330円	330円	660円			

入場料を徴収する場合	入場料が500円以下 のとき	1,620円	1,620円	3,240円
	入場料が500円を超 えるとき	3,240円	3,240円	6,480円
会議室 (全室)	入場料を徴収し ない場合	860円	860円	1,720円
	入場料を徴収 する場合	4,320円	4,320円	8,640円
和室	入場料が500円を超 えるとき	8,640円	8,640円	17,280円
		540円	540円	1,080円
調理実習室		1回につき 540円		
(略)		(略)		

5 佐野市下彦間集落センター

会議室	区分	9時から13 時まで	13時から17 時まで	17時から22 時まで
	入場料を徴収し ない場合	540円	540円	1,080円
	入場料を 500円以下	2,700円	2,700円	5,400円

入場料を徴収する場合	入場料が500円以下 のとき	1,650円	1,650円	3,300円
	入場料が500円を超 えるとき	3,300円	3,300円	6,600円
会議室 (全室)	入場料を徴収し ない場合	880円	880円	1,760円
	入場料を徴収 する場合	4,400円	4,400円	8,800円
和室	入場料が500円を超 えるとき	8,800円	8,800円	17,600円
		550円	550円	1,100円
調理実習室		1回につき550円		
(略)		(略)		

5 佐野市下彦間集落センター

会議室	区分	9時から13 時まで	13時から17 時まで	17時から22 時まで
	入場料を徴収し ない場合	550円	550円	1,100円
	入場料を 500円以下	2,750円	2,750円	5,500円

徴収する 場合	のとき			
	入場料が500円を超えるとき	5,400円	5,400円	10,800円
和室		430円	430円	860円
調理実習室		1回につき 540円		
(略)		(略)		

6 佐野市飛駒地区活性化センター

多目的 ホール	区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
		入場料を徴収しない場合	540円	540円
	入場料を徴収する場合	2,700円	2,700円	5,400円
小会議室		5,400円	5,400円	10,800円
		320円	320円	640円
加工室		1回につき 540円		
製粉室		1回につき 540円		
体験室		1回につき 540円		

徴収する 場合	のとき			
	入場料が500円を超えるとき	5,500円	5,500円	11,000円
和室		440円	440円	880円
調理実習室		1回につき550円		
(略)		(略)		

6 佐野市飛駒地区活性化センター

多目的 ホール	区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで
		入場料を徴収しない場合	550円	550円
	入場料を徴収する場合	2,750円	2,750円	5,500円
小会議室		5,500円	5,500円	11,000円
		330円	330円	660円
加工室		1回につき550円		
製粉室		1回につき550円		
体験室		1回につき550円		

(略)		(略)			
7 佐野市飛駒基幹集落センター					
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで		
	研修室	750円	750円	1,510円	
入場料を徴収しない場合	750円	750円	1,510円		
	3,780円	3,780円	7,560円		
入場料が500円以下を徴収するとき	3,780円	3,780円	7,560円		
	7,560円	7,560円	15,120円		
入場料が500円を超えるとき	7,560円	7,560円	15,120円		
	320円	320円	640円		
視聴覚指導室	320円	320円	640円		
入場料を徴収しない場合	320円	320円	640円		
	1,620円	1,620円	3,240円		
入場料が500円以下を徴収するとき	1,620円	1,620円	3,240円		
	3,240円	3,240円	6,480円		
入場料が500円を超えるとき	3,240円	3,240円	6,480円		
	1,080円	1,080円	2,160円		
全室	1,080円	1,080円	2,160円		
入場料を徴収しない場合	1,080円	1,080円	2,160円		
	5,400円	5,400円	10,800円		
入場料が500円以下を徴収するとき	5,400円	5,400円	10,800円		
	10,800円	10,800円	21,600円		

(略)		(略)			
7 佐野市飛駒基幹集落センター					
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から22時まで		
	研修室	770円	770円	1,540円	
入場料を徴収しない場合	770円	770円	1,540円		
	3,850円	3,850円	7,700円		
入場料が500円以下を徴収するとき	3,850円	3,850円	7,700円		
	7,700円	7,700円	15,400円		
入場料が500円を超えるとき	7,700円	7,700円	15,400円		
	330円	330円	660円		
視聴覚指導室	330円	330円	660円		
入場料を徴収しない場合	330円	330円	660円		
	1,650円	1,650円	3,300円		
入場料が500円以下を徴収するとき	1,650円	1,650円	3,300円		
	3,300円	3,300円	6,600円		
入場料が500円を超えるとき	3,300円	3,300円	6,600円		
	1,100円	1,100円	2,200円		
全室	1,100円	1,100円	2,200円		
入場料を徴収しない場合	1,100円	1,100円	2,200円		
	5,500円	5,500円	11,000円		
入場料が500円以下を徴収するとき	5,500円	5,500円	11,000円		
	11,000円	11,000円	22,000円		

徴収する 場合	のとき 入場料が 500円を超 えるとき	10,800円	10,800円	21,600円
		540円	540円	1,080円
和室		540円	540円	1,080円
調理実習室		1回につき 540円		
(略)		(略)		

8 佐野市田名網集落センター、佐野市上牧集落センター、佐野市下牧農
村生活センター及び佐野市秋山生活改善センター

会議室	区分 入場料を徴収し ない場合	9時から13 時まで	13時から17 時まで	17時から22 時まで
		540円	540円	1,080円
和室	入場料が 500円以下 のとき	2,700円	2,700円	5,400円
		5,400円	5,400円	10,800円
調理実習室		1回につき 540円		
備考		(略)		

徴収する 場合	のとき 入場料が 500円を超 えるとき	11,000円	11,000円	22,000円
		550円	550円	1,100円
和室		550円	550円	1,100円
調理実習室		1回につき550円		
(略)		(略)		

8 佐野市田名網集落センター、佐野市上牧集落センター、佐野市下牧農
村生活センター及び佐野市秋山生活改善センター

会議室	区分 入場料を徴収し ない場合	9時から13 時まで	13時から17 時まで	17時から22 時まで
		550円	550円	1,100円
和室	入場料が 500円以下 のとき	2,750円	2,750円	5,500円
		5,500円	5,500円	11,000円
調理実習室		1回につき550円		
備考		(略)		

佐野市農林漁家高齢者センター条例の改正案 新旧対照表

(第16条関係)

現 行		改 正 案										
別表 (第10条関係)		別表 (第10条関係)										
(単位：円)		(単位：円)										
区分	使用料金区分											
	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 22時				
研修室	1,080	1,290	1,620	2,370	2,910	3,990	1,100	1,320	1,650	2,420	2,970	4,070
創作活動室	540	640	860	1,180	1,510	2,050	550	660	880	1,210	1,540	2,090
実習室	1日	2,160					1日	2,200				
実習室	1日	2,160					1日	2,200				
そば加工室	1日	2,160					1日	2,200				
(略)	(略)						(略)					
備考 (略)							備考 (略)					

佐野市菜蟲館条例の改正案 新旧対照表

(第17条関係)

現 行		改 正 案	
別表 (第10条関係)		別表 (第10条関係)	
(単位：円)		(単位：円)	
備考 (略)		備考 (略)	

区分	使用料金区分					
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
めん加工室	540	860	860	1,400	1,720	2,260
糞子加工室	750	1,290	1,290	2,050	2,590	3,340
漬物加工室	970	1,620	1,620	2,590	3,240	4,210
みそ加工室	1日 3,240					
昆虫ドーム	1日 540					

備考
(略)

区分	使用料金区分					
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
めん加工室	550	880	880	1,430	1,760	2,310
糞子加工室	770	1,320	1,320	2,090	2,640	3,410
漬物加工室	990	1,650	1,650	2,640	3,300	4,290
みそ加工室	1日 3,300					
昆虫ドーム	1日 550					

備考
(略)

佐野市農業集落排水処理施設条例の改正案 新旧対照表

(第18条関係)

現 行	改 正 案
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用月の中途において処理施設の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排除した汚水量が5立方メートル以下の場合、750円とする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用月の中途において処理施設の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排除した汚水量が5立方メートル以下の場合、770円とする。</p> <p>(2) (略)</p>

佐野市佐野インランドポードポートの改正案 新旧対照表

(第19条関係)

現 行		改 正 案	
別表 (第9条、第17条関係)			
1 多目的ホール			
区分	金額	金額	金額
	午前9時から午後1時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで
A	540円	550円	680円
B	540円	550円	680円
2 貸事務所			
区分	金額	金額	金額
A	1月につき59,000円	1月につき60,000円	
B	1月につき59,000円	1月につき60,000円	
3 (表略)			
備考 (略)			

佐野市たぬまふるさと館条例の改正案 新旧対照表

(第20条関係)

現 行		改 正 案	
別表 (第9条関係)			

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
1,080円	1,080円	2,160円
備考		
1 (略)		
2 開館時間を延長して利用するときは、延長時間1時間につき1,080円		
3～6 (略)		

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
1,100円	1,100円	2,200円
備考		
1 (略)		
2 開館時間を延長して利用するときは、延長時間1時間につき1,100円		
3～6 (略)		

佐野市勤労者会館条例の改正案 新旧対照表

(第21条関係)

現 行		改 正 案	
別表 (第9条関係)		別表 (第9条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
1階会議室	1,620円	2,160円	3,240円
2階会議室A	540円	750円	1,080円
2階会議室B	1,080円	1,510円	2,160円
2階会議室C	860円	1,180円	1,720円
2階会議室D	640円	860円	1,290円
2階会議室E	1,080円	1,510円	2,160円
2階会議室ABC	2,480円	3,450円	4,960円
貸室	1月につき19,440円	1月につき19,440円	
備考 (略)		備考 (略)	

現 行		改 正 案	
別表 (第9条関係)		別表 (第9条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
1階会議室	1,620円	2,160円	3,300円
2階会議室A	550円	770円	1,100円
2階会議室B	1,100円	1,540円	2,200円
2階会議室C	880円	1,210円	1,760円
2階会議室D	660円	880円	1,320円
2階会議室E	1,100円	1,540円	2,200円
2階会議室ABC	2,530円	3,520円	5,060円
貸室	1月につき19,800円	1月につき19,800円	
備考 (略)		備考 (略)	

佐野市観光施設条例の改正案 新旧対照表

(第22条関係)

現 行		改 正 案	
別表第1 (第4条、第12条関係)			
1 根古屋森林公園			
施設名	区分	施設名	区分
コテージ	8人用 宿泊	8人用 宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
			午後1時から翌日の午前10時まで
	6人用(風呂付) 宿泊	6人用(風呂付) 宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
			午後1時から翌日の午前10時まで
	5人用 宿泊	5人用 宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで
			午後1時から翌日の午前10時まで
キャンプ場	テント(6人用)貸出の場合	テント(6人用)貸出の場合	午後1時から翌日の午前9時まで
			午後1時から翌日の午前9時まで
	テント持込の場合	テント持込の場合	
	金額		金額
	1棟 17,280円	1棟 17,600円	1棟 17,600円
	1棟 5,400円	1棟 5,500円	1棟 5,500円
	1棟 16,200円	1棟 16,500円	1棟 16,500円
	1棟 4,860円	1棟 4,950円	1棟 4,950円
	1棟 10,800円	1棟 11,000円	1棟 11,000円
	1棟 3,240円	1棟 3,300円	1棟 3,300円
	1張 1,620円	1張 1,650円	1張 1,650円
	1張 1,080円	1張 1,100円	1張 1,100円

クラインガルテン	休憩小屋付農園	1年間	1区画 216,000円
	農園	1年間	1区画 6,480円

2 蓬山ログビレッジ

施設名	区分		金額
コテージ	5人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで 1棟 10,800円
		休憩	午前10時から午後4時まで 1棟 3,240円
テニスコート	1面	1時間	1,080円
バーベキュー広場	1炉	2時間	1,080円
よもぎの湯	大人	1回	320円
	小人	1回	210円
(略)			(略)

備考

(略)

3 ウッドランド森沢

クラインガルテン	休憩小屋付農園	1年間	1区画 220,000円
	農園	1年間	1区画 6,600円

2 蓬山ログビレッジ

施設名	区分		金額
コテージ	5人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで 1棟 11,000円
		休憩	午前10時から午後4時まで 1棟 3,300円
テニスコート	1面	1時間	1,100円
バーベキュー広場	1炉	2時間	1,100円
よもぎの湯	大人	1回	330円
	小人	1回	220円
(略)			(略)

備考

(略)

3 ウッドランド森沢

施設名	区分		金額
	宿泊	6人用	
サンゴ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	22,680円
	午前10時から午後4時まで	1棟	7,560円
フズリナ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	22,680円
	午前10時から午後4時まで	1棟	7,560円
ウミユリ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	20,520円
	午前10時から午後4時まで	1棟	6,800円
マイマイ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	17,280円
	午前10時から午後4時まで	1棟	5,720円
ノスリ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	15,120円
	午前10時から午後4時まで	1棟	4,960円

施設名	区分		金額
	宿泊	6人用	
サンゴ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	23,100円
	午前10時から午後4時まで	1棟	7,700円
フズリナ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	23,100円
	午前10時から午後4時まで	1棟	7,700円
ウミユリ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	20,900円
	午前10時から午後4時まで	1棟	6,930円
マイマイ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	17,600円
	午前10時から午後4時まで	1棟	5,830円
ノスリ	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	15,400円
	午前10時から午後4時まで	1棟	5,060円

ナウマン	12人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	28,080円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟	9,280円

4 古代生活体験村

施設名	区分	金額
竪穴式住居	7人用	1棟 11,880円
	りすしかくまさる	1棟 3,880円
横穴式住居	8人用	1棟 11,880円
	きはちあかべ	1棟 3,880円

5 あきやま学寮

施設名	区分	金額
わらび	5人用	1室 15,120円
	ぜんまい	1室 4,960円

ナウマン	12人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1棟	28,600円
		休憩	午前10時から午後4時まで	1棟	9,460円

4 古代生活体験村

施設名	区分	金額
竪穴式住居	7人用	1棟 12,100円
	りすしかくまさる	1棟 3,960円
横穴式住居	8人用	1棟 12,100円
	きはちあかべ	1棟 3,960円

5 あきやま学寮

施設名	区分	金額
わらび	5人用	1室 15,400円
	ぜんまい	1室 5,060円

ふさ	7人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 20,520円	
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 6,800円	
うど くず みずな	14人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 32,400円	
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 10,800円	
ゆり	14人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 17,280円	
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 5,720円	
つつじ	3時間以内を単位とする利用	ホール			4,320円
		研修室			2,160円
		ペラシダ専用バーベキュー設備			1,620円
大浴場	宿泊以外で利用する場合			320円	
		1回			

ふさ	7人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 20,900円	
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 6,930円	
こごみ	14人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 33,000円	
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 11,000円	
ゆり	14人用	宿泊	午後1時から翌日の午前10時まで	1室 17,600円	
		休憩	午前10時から午後4時まで	1室 5,830円	
ホール	3時間以内を単位とする利用	ホール			4,400円
		研修室			2,200円
		ペラシダ専用バーベキュー設備			1,650円
大浴場	宿泊以外で利用する場合			330円	
		1回			

6 体験館

施設名	区分	金額
体験館	3時間以内を単位とする利用	1人 200円
	厨房設備を利用する場合	
	(略)	(略)

6 体験館

施設名	区分	金額
体験館	3時間以内を単位とする利用	1人 210円
	厨房設備を利用する場合	
	(略)	(略)

7 学校の教育計画に基づく利用

施設名	区分	金額
根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古ラント生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設	学校教育（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校教育が計画に基づいて利用する場合	1人 1,080円
	宿泊	
	午後1時から翌日の午前10時まで	
根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古ラント生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設	上記以外の者	1人 1,290円
	宿泊	
	午後1時から翌日の午前10時まで	
根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古ラント生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設	学校教育（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校教育が計画に基づいて利用する場合	1人 360円
	帰り	
	午前10時から午後4時まで	

7 学校の教育計画に基づく利用

施設名	区分	金額
根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古ラント生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設	学校教育（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校教育が計画に基づいて利用する場合	1人 1,100円
	宿泊	
	午後1時から翌日の午前10時まで	
根古屋森林公園、蓬山ログビレッジ、ウッドランド森沢、古ラント生活体験村及びあきやま学寮の宿泊施設	上記以外の者	1人 1,320円
	帰り	
	午前10時から午後4時まで	

合	これらに準ずる者	1人	430円
	上記以外の者		

別表第2 (第10条、第12条関係)

行為	単位	使用料
(略)	(略)	(略)
第5条第1項第2号に掲げる行為	表示面積1㎡当たり1日	1,620円
業として行う写真の撮影	1日	540円
業として行う映画の撮影	1日	5,400円
第5条第1項第4号に掲げる行為	1日	5,400円

備考 (略)

合	これらに準ずる者	1人	440円
	上記以外の者		

別表第2 (第10条、第12条関係)

行為	単位	使用料
(略)	(略)	(略)
第5条第1項第2号に掲げる行為	表示面積1㎡当たり1日	1,650円
業として行う写真の撮影	1日	550円
業として行う映画の撮影	1日	5,500円
第5条第1項第4号に掲げる行為	1日	5,500円

備考 (略)

佐野市道の駅どまんなかたぬま条例の改正案 新旧対照表

(第23条関係)

現	行	改正案
別表 (第9条関係)		
1 施設利用料		別表 (第9条関係) 1 施設利用料

(単位：円)

施設名	区分				
	曜日	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ふれあい交流館	平日	5,140	6,170	7,710	15,420
	土・日 祝日	6,680	8,740	10,280	20,570
会議室		510	820	1,020	1,850
研修室		1,020	1,540	2,050	3,600

備考

(略)

2 附属設備利用料

(単位：円)

品名	単位	金額
ビデオプロジェクター	1台につき1日	1,020
テント	1張につき1日	1,020

備考 (略)

(単位：円)

施設名	区分				
	曜日	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ふれあい交流館	平日	5,230	6,280	7,850	15,700
	土・日 祝日	6,800	8,900	10,470	20,950
会議室		520	830	1,030	1,880
研修室		1,030	1,560	2,080	3,660

備考

(略)

2 附属設備利用料

(単位：円)

品名	単位	金額
ビデオプロジェクター	1台につき1日	1,030
テント	1張につき1日	1,030

備考 (略)

佐野市文化施設条例の改正案 新旧対照表

(第24条関係)

現 行		改 正 案			
別表第1 (第6条、第8条、第10条、第12条、第15条、第17条関係)		別表第1 (第6条、第8条、第10条、第12条、第15条、第17条関係)			
1 文化会館		1 文化会館			
区分	金額	午前 (午前 9時から 正午ま まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 6時から 10時ま で)	全日 (午前 9時から 午後10時 まで)
大ホール 舞 台、 客席 及び ホワ イエ	平日	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収し ない場合
	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	500円未満の入 場料を徴収する 場合	500円未満の入 場料を徴収する 場合	500円未満の入 場料を徴収する 場合	500円未満の入 場料を徴収する 場合
		500円以上2,000 円未満の入場料 を徴収する場合	500円以上2,000 円未満の入場料 を徴収する場合	500円以上2,000 円未満の入場料 を徴収する場合	500円以上2,000 円未満の入場料 を徴収する場合
		2,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す	2,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す	2,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す	2,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す
		10,800	16,200	21,600	43,200
		14,040	20,520	28,080	56,160
		16,200	23,760	32,400	64,800
		21,600	32,400	43,200	86,400
		11,000	16,500	22,000	44,000
		14,300	20,900	28,600	57,200
		16,500	24,200	33,000	66,000
		22,000	33,000	44,000	88,000

	る場合							
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	27,000	39,960	54,000	108,000			
日曜日、土曜日及び休日	入場料を徴収しない場合	14,040	21,600	28,080	56,160			
	500円未満の入場料を徴収する場合	17,280	28,080	35,640	72,360			
	500円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	20,520	32,400	42,120	84,240			
	2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	28,080	43,200	56,160	112,320			
舞台	3,000円以上の入場料を徴収する場合	34,560	54,000	70,200	140,400			
	平日	2,160	3,780	4,320	9,720			
ホワイエ	日曜日、土曜日及び休日	3,240	4,320	5,400	10,800			
	平日	2,160	3,780	4,320	9,720			
	日曜日、土曜日	3,240	4,320	5,400	10,800			

	る場合							
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	27,500	40,700	55,000	110,000			
日曜日、土曜日及び休日	入場料を徴収しない場合	14,300	22,000	28,600	57,200			
	500円未満の入場料を徴収する場合	17,600	28,600	36,300	73,700			
	500円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	20,900	33,000	42,900	85,800			
	2,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	28,600	44,000	57,200	114,400			
舞台	3,000円以上の入場料を徴収する場合	35,200	55,000	71,500	143,000			
	平日	2,200	3,850	4,400	9,900			
ホワイエ	日曜日、土曜日及び休日	3,300	4,400	5,500	11,000			
	平日	2,200	3,850	4,400	9,900			
	日曜日、土曜日	3,300	4,400	5,500	11,000			

	及び休日						
小ホール	楽屋事務室	320	430	540	1,180		
	第1楽屋	430	540	750	1,620		
	第2楽屋	430	540	750	1,620		
	第3楽屋	430	540	750	1,620		
	第4楽屋	430	540	750	1,620		
	第5楽屋	430	540	750	1,620		
	第6楽屋	430	540	750	1,620		
	リハーサル室	640	860	1,080	2,370		
	浴室	540	750	970	1,940		
	舞台、客席 及びホワイ エ	入場料を徴収し ない場合 500円未満の入 場料を徴収する 場合 500円以上2,000 円未満の入場料 を徴収する場合 2,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す る場合 3,000円以上の	3,240	3,780	5,400	11,880	
			4,210	4,860	7,020	15,440	
			4,860	5,610	8,100	17,820	
			6,480	7,560	10,800	23,760	
8,100			9,390	13,500	29,700		

	及び休日						
小ホール	楽屋事務室	330	440	550	1,210		
	第1楽屋	440	550	770	1,650		
	第2楽屋	440	550	770	1,650		
	第3楽屋	440	550	770	1,650		
	第4楽屋	440	550	770	1,650		
	第5楽屋	440	550	770	1,650		
	第6楽屋	440	550	770	1,650		
	リハーサル室	660	880	1,100	2,420		
	浴室	550	770	990	1,980		
	舞台、客席 及びホワイ エ	入場料を徴収し ない場合 500円未満の入 場料を徴収する 場合 500円以上2,000 円未満の入場料 を徴収する場合 2,000円以上 3,000円未満の 入場料を徴収す る場合 3,000円以上の	3,300	3,850	5,500	12,100	
			4,290	4,950	7,150	15,730	
			4,950	5,720	8,250	18,150	
			6,600	7,700	11,000	24,200	
8,250			9,570	13,750	30,250		

入場料を徴収する場合		金額			
区分	午前 (午前 9時か	午後 (正午 から午	夜間 (午後 5時か		
舞台	平日	1,080	1,290	1,620	2,700
	日曜日、土曜日 及び休日	1,290	1,620	1,830	3,240
控室		430	540	750	1,620
	楽屋	430	540	750	1,620
練習室		640	860	1,080	2,370
	シャワー室	540	750	970	1,940
展示室A		2,260	3,130	3,990	8,530
展示室B		2,160	3,020	3,880	8,100
会議室	101号室	1,080	1,510	1,940	3,990
	201号室	2,160	3,020	3,880	8,100
	202号室	540	750	970	1,940
	204号室	1,290	1,720	2,260	4,860
	205号室	1,080	1,510	1,940	3,990
	206号室	1,290	1,720	2,260	4,860
和室A		1,290	1,720	2,260	4,860
和室B		1,290	1,720	2,260	4,860

2 あくとプラザ

金額		金額		
区分	午前 (午前 9時か	午後 (正午 から午	夜間 (午後 5時か	
				全日 (午前 9時か

入場料を徴収する場合		金額			
区分	午前 (午前 9時か	午後 (正午 から午	夜間 (午後 5時か		
舞台	平日	1,100	1,320	1,650	2,750
	日曜日、土曜日 及び休日	1,320	1,650	1,870	3,300
控室		440	550	770	1,650
	楽屋	440	550	770	1,650
練習室		660	880	1,100	2,420
	シャワー室	550	770	990	1,980
展示室A		2,310	3,190	4,070	8,690
展示室B		2,200	3,080	3,960	8,250
会議室	101号室	1,100	1,540	1,980	4,070
	201号室	2,200	3,080	3,960	8,250
	202号室	550	770	990	1,980
	204号室	1,320	1,760	2,310	4,950
	205号室	1,100	1,540	1,980	4,070
	206号室	1,320	1,760	2,310	4,950
和室A		1,320	1,760	2,310	4,950
和室B		1,320	1,760	2,310	4,950

2 あくとプラザ

金額		金額		
区分	午前 (午前 9時か	午後 (正午 から午	夜間 (午後 5時か	
				全日 (午前 9時か

大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	平日	ら正午 まで)	後5時 まで)	ら午後 10時ま で)	ら午後 10時ま で)	
			円	円	円	円	
大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	平日	入場料を徴収し ない場合	6,600	11,000	14,630	32,230
			500円未満の入 場料を徴収する 場合	7,700	12,870	17,160	37,730
			500円以上1,000 円未満の入場料 を徴収する場合	8,800	14,740	19,580	43,120
大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	平日	1,000円以上	11,000	18,370	24,420	53,790
			2,000円未満の 入場料を徴収す る場合	13,200	22,000	29,260	64,460
			3,000円未満の 入場料を徴収す る場合	15,400	25,740	34,210	75,350
大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	日曜	8,800	14,740	19,580	43,120	
		入場料を徴収し る場合					
大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	平日	入場料を徴収し ない場合	6,480	10,800	14,360	31,640
			500円未満の入 場料を徴収する 場合	7,560	12,630	16,840	37,040
			500円以上1,000 円未満の入場料 を徴収する場合	8,640	14,470	19,220	42,330
大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	平日	1,000円以上	10,800	18,030	23,970	52,810
			2,000円未満の 入場料を徴収す る場合	12,960	21,600	28,720	63,280
			3,000円以上の 入場料を徴収す る場合	15,120	25,270	33,580	73,980
大ホール	舞 台、 客席 及び ホワ イエ	日曜	8,640	14,470	19,220	42,330	
		入場料を徴収し る場合					

日、土曜日及び休日	ない場合					
日	500円未満の入場料を徴収する場合	10,040	16,740	22,240	49,030	
	500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	11,440	19,110	25,380	55,940	
	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	14,360	23,970	31,860	70,200	
舞台	2,000円以上	17,280	28,830	38,340	84,450	
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	20,080	33,480	44,490	98,060	
	平日	1,620	2,700	3,560	7,880	
小ホール	日曜日、土曜日及び休日	2,160	3,560	4,750	10,470	
		2,160	3,560	4,750	10,470	
	ギャラリー	1,620	2,700	3,560	7,880	
リハーサル室		1,080	1,830	2,480	5,400	

日、土曜日及び休日	ない場合					
日	500円未満の入場料を徴収する場合	10,230	17,050	22,660	49,940	
	500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合	11,660	19,470	25,850	56,980	
	1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	14,630	24,420	32,450	71,500	
舞台	2,000円以上	17,600	29,370	39,050	86,020	
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	20,460	34,100	45,320	99,880	
	平日	1,650	2,750	3,630	8,030	
小ホール	日曜日、土曜日及び休日	2,200	3,630	4,840	10,670	
		2,200	3,630	4,840	10,670	
	ギャラリー	1,650	2,750	3,630	8,030	
リハーサル室		1,100	1,870	2,530	5,500	

主催者控室	540	860	1,180	2,590
楽屋1	540	860	1,180	2,590
楽屋2	320	540	750	1,620
楽屋3	640	1,080	1,400	3,130

備考 (略)

別表第2 (第8条、第15条関係)

1 文化会館

(1) 冷暖房設備

区分	金額
大ホール 舞台、客席及びホワイエ (略)	30分につき1,080円 (略)
楽屋事務室 楽屋	1室30分につき100円
小ホール 舞台、客席及びホワイエ (略)	30分につき540円 (略)
控室 楽屋	1室30分につき100円

(2) 舞台設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
所作台	大ホール	1式	6,480円
松羽目	大ホール	1式	3,240円
竹羽目	大ホール	1式	3,240円
箱足	大ホール 小ホール	1個	20円
開き足	大ホール 小ホール	1脚	40円
平台 (けこみ及び足付き)	大ホール 小ホール	1台	210円

主催者控室	550	880	1,210	2,640
楽屋1	550	880	1,210	2,640
楽屋2	330	550	770	1,650
楽屋3	660	1,100	1,430	3,190

備考 (略)

別表第2 (第8条、第15条関係)

1 文化会館

(1) 冷暖房設備

区分	金額
大ホール 舞台、客席及びホワイエ (略)	30分につき1,100円 (略)
楽屋事務室 楽屋	1室30分につき110円
小ホール 舞台、客席及びホワイエ (略)	30分につき550円 (略)
控室 楽屋	1室30分につき110円

(2) 舞台設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
所作台	大ホール	1式	6,600円
松羽目	大ホール	1式	3,300円
竹羽目	大ホール	1式	3,300円
箱足	大ホール 小ホール	1個	20円
開き足	大ホール 小ホール	1脚	40円
平台 (けこみ及び足付き)	大ホール 小ホール	1台	220円

指揮者台 (譜面台付き)	大ホール	小ホール	1台	540円
演奏者譜面台	大ホール	小ホール	1台	100円
びょうぶ (金) A	大ホール		1双	2,160円
びょうぶ (白)	大ホール		1双	2,160円
びょうぶ (金) B	小ホール		1双	1,080円
緋(ひ)毛せん	大ホール	小ホール	1枚	210円
長座布団	大ホール	小ホール	1枚	100円
上敷	大ホール	小ホール	1枚	210円
演台 A	大ホール		1式	1,080円
演台 B	小ホール		1式	540円
大太鼓	大ホール	小ホール	1式	540円
高座用座布団	大ホール	小ホール	1枚	100円
グランドピアノ(スタインウェイイ)	大ホール		1台	8,640円
グランドピアノ (ヤマハCF)	大ホール	小ホール	1台	4,320円
グランドピアノ (ヤマハG5 E)	大ホール		1台	2,160円
アップライトピアノ(ヤマハアツプライト)	リハーサル室 練習室		1台	1,080円
反射板 A	大ホール		1式	4,320円
反射板 B	小ホール		1式	540円
オーケストラピット	大ホール		1式	5,400円
大迫り	大ホール		1台	1,080円
小迫り	大ホール		1台	540円

指揮者台 (譜面台付き)	大ホール	小ホール	1台	550円
演奏者譜面台	大ホール	小ホール	1台	110円
びょうぶ (金) A	大ホール		1双	2,200円
びょうぶ (白)	大ホール		1双	2,200円
びょうぶ (金) B	小ホール		1双	1,100円
緋(ひ)毛せん	大ホール	小ホール	1枚	220円
長座布団	大ホール	小ホール	1枚	110円
上敷	大ホール	小ホール	1枚	220円
演台 A	大ホール		1式	1,100円
演台 B	小ホール		1式	550円
大太鼓	大ホール	小ホール	1式	550円
高座用座布団	大ホール	小ホール	1枚	110円
グランドピアノ(スタインウェイイ)	大ホール		1台	8,800円
グランドピアノ (ヤマハCF)	大ホール	小ホール	1台	4,400円
グランドピアノ (ヤマハG5 E)	大ホール		1台	2,200円
アップライトピアノ(ヤマハアツプライト)	リハーサル室 練習室		1台	1,100円
反射板 A	大ホール		1式	4,400円
反射板 B	小ホール		1式	550円
オーケストラピット	大ホール		1式	5,500円
大迫り	大ホール		1台	1,100円
小迫り	大ホール		1台	550円

振り落とし装置	大ホール	1 式	540円
舞台用紅白幕 (横じま)	大ホール	1 式	540円
スクリーン	大ホール	1 台	1,080円
めくり台	大ホール 小ホール	1 台	100円
人形立て	大ホール 小ホール	1 台	50円
横迫り	大ホール	1 台	210円
オーケストラ用ひな壇	大ホール	1 式	3,240円

(3) 照明設備

品名	利用施設	単位	単位 1 回当 たりの金額
フットライト A	大ホール	1 式	1,080円
フットライト B	小ホール	1 式	540円
花道フットライト	大ホール	1 式	540円
ボーダーライト A	大ホール	1 列	1,080円
ボーダーライト B	小ホール	1 列	540円
アップパーゾーンライト A	大ホール	1 式	1,080円
アップパーゾーンライト B	小ホール	1 式	540円
ロアパーゾーンライト A	大ホール	1 式	1,080円
ロアパーゾーンライト B	小ホール	1 式	540円
パーライト (1kW シールドビーム)	大ホール 小ホール	1 台	320円
パーライト (500W シールドビーム)	大ホール 小ホール	1 台	210円
ピンスポットライト (2kW ク)	大ホール	1 台	3,240円

振り落とし装置	大ホール	1 式	550円
舞台用紅白幕 (横じま)	大ホール	1 式	550円
スクリーン	大ホール	1 台	1,100円
めくり台	大ホール 小ホール	1 台	110円
人形立て	大ホール 小ホール	1 台	50円
横迫り	大ホール	1 台	220円
オーケストラ用ひな壇	大ホール	1 式	3,300円

(3) 照明設備

品名	利用施設	単位	単位 1 回当 たりの金額
フットライト A	大ホール	1 式	1,100円
フットライト B	小ホール	1 式	550円
花道フットライト	大ホール	1 式	550円
ボーダーライト A	大ホール	1 列	1,100円
ボーダーライト B	小ホール	1 列	550円
アップパーゾーンライト A	大ホール	1 式	1,100円
アップパーゾーンライト B	小ホール	1 式	550円
ロアパーゾーンライト A	大ホール	1 式	1,100円
ロアパーゾーンライト B	小ホール	1 式	550円
パーライト (1kW シールドビーム)	大ホール 小ホール	1 台	330円
パーライト (500W シールドビーム)	大ホール 小ホール	1 台	220円
ピンスポットライト (2kW ク)	大ホール	1 台	3,300円

セノン)					
ピンスポットライト (1 kWハ ロゲン)	小ホール	1台	2,160円		
シーリングピンスポットライト	大ホール	1台	1,080円		
スポットライト (1 kW)	大ホール 小ホール	1台	320円		
スポットライト (500W)	大ホール 小ホール	1台	210円		
シーリングスポットライトA	大ホール	1式	3,240円		
シーリングスポットライトB	小ホール	1式	1,080円		
コンダクタースポットライト	大ホール	1台	320円		
プロジェクトアーススポットライト (1 kW)	大ホール	1台	1,080円		
天井反射板照明A	大ホール	1式	2,160円		
天井反射板照明B	小ホール	1式	540円		
エフェクトマシーン	大ホール 小ホール	1台	750円		
ダブルマシーン	大ホール 小ホール	1台	750円		
ファイヤーエフェクト	大ホール 小ホール	1台	750円		
オーロラマシーン	大ホール 小ホール	1台	750円		
ミラーボール	大ホール 小ホール	1台	540円		
エフェクト用種板	大ホール 小ホール	1枚	100円		
先玉	大ホール 小ホール	1本	100円		
タワースタンド	大ホール	1台	540円		
ハイスタンド	大ホール	1台	210円		
スタンド	大ホール 小ホール	1台	100円		
丸ベース	大ホール 小ホール	1台	100円		

セノン)					
ピンスポットライト (1 kWハ ロゲン)	小ホール	1台	2,200円		
シーリングピンスポットライト	大ホール	1台	1,100円		
スポットライト (1 kW)	大ホール 小ホール	1台	330円		
スポットライト (500W)	大ホール 小ホール	1台	220円		
シーリングスポットライトA	大ホール	1式	3,300円		
シーリングスポットライトB	小ホール	1式	1,100円		
コンダクタースポットライト	大ホール	1台	330円		
プロジェクトアーススポットライト (1 kW)	大ホール	1台	1,100円		
天井反射板照明A	大ホール	1式	2,200円		
天井反射板照明B	小ホール	1式	550円		
エフェクトマシーン	大ホール 小ホール	1台	770円		
ダブルマシーン	大ホール 小ホール	1台	770円		
ファイヤーエフェクト	大ホール 小ホール	1台	770円		
オーロラマシーン	大ホール 小ホール	1台	770円		
ミラーボール	大ホール 小ホール	1台	550円		
エフェクト用種板	大ホール 小ホール	1枚	110円		
先玉	大ホール 小ホール	1本	110円		
タワースタンド	大ホール	1台	550円		
ハイスタンド	大ホール	1台	220円		
スタンド	大ホール 小ホール	1台	110円		
丸ベース	大ホール 小ホール	1台	110円		

サブ調光器	大ホール	小ホール	1台	2,160円
(4) 音響設備				
品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額	
拡声装置一式 (マイクホン1本付き) A	大ホール	1式	2,160円	
拡声装置一式 (マイクホン1本付き) B	小ホール	1式	1,080円	
拡声装置一式 (マイクホン4本付き) C	会議室201号室	1式	540円	
3点つり装置	大ホール	1式	540円	
エレベーターマイクホン装置	大ホール	1台	1,080円	
コンデンサーマイクホン	大ホール	1本	1,080円	
ダイナミックマイクホン	大ホール	1本	540円	
ワイヤレスマイクホンA	大ホール	1本	1,080円	
ワイヤレスマイクホンB	小ホール	1本	540円	
ガンマイクホン	大ホール	1本	1,080円	
マイクホンスタンド	大ホール	1本	100円	
レコードプレーヤー	大ホール	1台	540円	
録音再生機器	大ホール	1台	1,080円	
ステレオジスプレイヤー	大ホール	1組	1,080円	
サブミキサー (24ch)	大ホール	1台	1,510円	
音響回線 (持込器具を使用する場合に限る。)	大ホール	1回	100円	
		線		

サブ調光器	大ホール	小ホール	1台	2,200円
(4) 音響設備				
品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額	
拡声装置一式 (マイクホン1本付き) A	大ホール	1式	2,200円	
拡声装置一式 (マイクホン1本付き) B	小ホール	1式	1,100円	
拡声装置一式 (マイクホン4本付き) C	会議室201号室	1式	550円	
3点つり装置	大ホール	1式	550円	
エレベーターマイクホン装置	大ホール	1台	1,100円	
コンデンサーマイクホン	大ホール	1本	1,100円	
ダイナミックマイクホン	大ホール	1本	550円	
ワイヤレスマイクホンA	大ホール	1本	1,100円	
ワイヤレスマイクホンB	小ホール	1本	550円	
ガンマイクホン	大ホール	1本	1,100円	
マイクホンスタンド	大ホール	1本	110円	
レコードプレーヤー	大ホール	1台	550円	
録音再生機器	大ホール	1台	1,100円	
ステレオジスプレイヤー	大ホール	1組	1,100円	
サブミキサー (24ch)	大ホール	1台	1,540円	
音響回線 (持込器具を使用する場合に限る。)	大ホール	1回	110円	
		線		

(5) その他の設備

品名	利用施設	金額
パネル展示板	大ホール 小ホール 展示室 会議室	1日1枚につき 100円
陳列ケース	展示室B	1日1面につき 540円
茶道具	会議室 和室	1式1回につき 1,080円
C型コンセント (持込器具を使用する場合に限る。)	大ホール 小ホール	1kW1回につき 100円
コンセント (持込器具を使用する場合に限る。)	大ホール 小ホール 展示室 会議室 和室	1個1回につき 100円

2 あくとプラザ

(1) 大ホールの冷暖房設備 30分につき2,160円

(2) 舞台設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
所作台	大ホール	1式	5,400円
松羽目	大ホール	1式	3,240円
金びょうぶ	大ホール 小ホール	1双	2,160円
平台 (けこみ及び足付き)	大ホール 小ホール	1台	210円
緋(ひ)毛せん	大ホール 小ホール	1枚	210円

(5) その他の設備

品名	利用施設	金額
パネル展示板	大ホール 小ホール 展示室 会議室	1日1枚につき 110円
陳列ケース	展示室B	1日1面につき 550円
茶道具	会議室 和室	1式1回につき 1,100円
C型コンセント (持込器具を使用する場合に限る。)	大ホール 小ホール	1kW1回につき 110円
コンセント (持込器具を使用する場合に限る。)	大ホール 小ホール 展示室 会議室 和室	1個1回につき 110円

2 あくとプラザ

(1) 大ホールの冷暖房設備 30分につき2,200円

(2) 舞台設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
所作台	大ホール	1式	5,500円
松羽目	大ホール	1式	3,300円
金びょうぶ	大ホール 小ホール	1双	2,200円
平台 (けこみ及び足付き)	大ホール 小ホール	1台	220円
緋(ひ)毛せん	大ホール 小ホール	1枚	220円

長座布団	大ホール	小ホール	1枚	210円
高座用座布団	大ホール	小ホール	1枚	210円
指揮者台	大ホール	小ホール	1式	320円
	リハーサル室			
指揮者譜面台	大ホール	小ホール	1台	210円
	リハーサル室			
演奏者譜面台	大ホール	小ホール	1台	100円
	リハーサル室			
演台A	大ホール		1式	1,080円
演台B	小ホール		1台	540円
移動ステージ	小ホール		1式	1,080円
司会者台	大ホール	小ホール	1台	320円
めぐり台	大ホール	小ホール	1台	100円
地がすり	大ホール		1枚	1,080円
紗(しや)幕	大ホール		1枚	1,080円
上敷	大ホール		1枚	100円
スクリーン	大ホール		1台	1,080円
音響反射板(ライト付き)	大ホール		1式	5,400円
グランドピアノ(スタインウェイ)	大ホール		1台	8,640円

(3) 照明設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
照明操作卓	大ホール	1式	3,240円

長座布団	大ホール	小ホール	1枚	220円
高座用座布団	大ホール	小ホール	1枚	220円
指揮者台	大ホール	小ホール	1式	330円
	リハーサル室			
指揮者譜面台	大ホール	小ホール	1台	220円
	リハーサル室			
演奏者譜面台	大ホール	小ホール	1台	110円
	リハーサル室			
演台A	大ホール		1式	1,100円
演台B	小ホール		1台	550円
移動ステージ	小ホール		1式	1,100円
司会者台	大ホール	小ホール	1台	330円
めぐり台	大ホール	小ホール	1台	110円
地がすり	大ホール		1枚	1,100円
紗(しや)幕	大ホール		1枚	1,100円
上敷	大ホール		1枚	110円
スクリーン	大ホール		1台	1,100円
音響反射板(ライト付き)	大ホール		1式	5,500円
グランドピアノ(スタインウェイ)	大ホール		1台	8,800円

(3) 照明設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
照明操作卓	大ホール	1式	3,300円

フットライト	大ホール	1式	860円
花道フットライト	大ホール	1式	540円
アップパーホリゾントライト	大ホール	1式	2,160円
ロアパーホリゾントライト	大ホール	1式	2,160円
ボーダーライト	大ホール	1列	1,620円
サスペンションライト	大ホール	1列	2,160円
フロントサイドスポットライト	大ホール	1式	2,160円
シーリングスポットライト	大ホール	1式	2,700円
センターピンスポットライト (2kW)	大ホール	1台	2,700円
ピンスポットライト (1kW)	大ホール	1台	1,080円
スポットライト (1kW)	大ホール	1台	320円
スポットライト (500W)	大ホール	1台	210円
ミラーボール (楕円)	大ホール	1台	1,080円

(4) 音響設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
音響調整卓	大ホール	1台	3,240円
簡易調整卓	大ホール	1式	2,160円
コンデンサーマイククロホン (スタンダード付き)	大ホール	1台	1,080円
ダイナミックマイククロホン (スタンダード付き)	大ホール	1台	540円
3点つりマイククロホン	大ホール	1式	1,620円

フットライト	大ホール	1式	880円
花道フットライト	大ホール	1式	550円
アップパーホリゾントライト	大ホール	1式	2,200円
ロアパーホリゾントライト	大ホール	1式	2,200円
ボーダーライト	大ホール	1列	1,650円
サスペンションライト	大ホール	1列	2,200円
フロントサイドスポットライト	大ホール	1式	2,200円
シーリングスポットライト	大ホール	1式	2,750円
センターピンスポットライト (2kW)	大ホール	1台	2,750円
ピンスポットライト (1kW)	大ホール	1台	1,100円
スポットライト (1kW)	大ホール	1台	330円
スポットライト (500W)	大ホール	1台	220円
ミラーボール (楕円)	大ホール	1台	1,100円

(4) 音響設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
音響調整卓	大ホール	1台	3,300円
簡易調整卓	大ホール	1式	2,200円
コンデンサーマイククロホン (スタンダード付き)	大ホール	1台	1,100円
ダイナミックマイククロホン (スタンダード付き)	大ホール	1台	550円
3点つりマイククロホン	大ホール	1式	1,650円

ワイヤレスマイクrohホン	大ホール	1台	860円
床置型集音マイクrohホン	大ホール	1台	540円
ステージ移動スピーカーカー	大ホール	1組	2,160円
跳ね返りスピーカーカー	大ホール	1組	1,080円
カセットデツキ	大ホール	1台	1,080円
コンパクトディスクプレーヤー	大ホール	1台	1,080円
デジタルオーディオテープレコーダー	大ホール	1台	1,080円
ミニディスクプレーヤー	大ホール	1台	1,080円
レコードプレーヤー	大ホール	1台	540円
多目的エフエクター	大ホール	1式	1,080円
音響設備A	小ホール	1式	2,700円
音響設備B	リハーサル室	1式	1,620円

(5) その他の設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
オーバーヘッドプロジェクター	大ホール 小ホール リハーサル室	1台	1,080円
16ミリ映写機	大ホール	1台	2,160円
ビデオプロジェクター	大ホール 小ホール リハーサル室	1台	2,160円
展示用パネル	大ホール 小ホール ギャラリー リハーサル室	1枚	100円

ワイヤレスマイクrohホン	大ホール	1台	880円
床置型集音マイクrohホン	大ホール	1台	550円
ステージ移動スピーカーカー	大ホール	1組	2,200円
跳ね返りスピーカーカー	大ホール	1組	1,100円
カセットデツキ	大ホール	1台	1,100円
コンパクトディスクプレーヤー	大ホール	1台	1,100円
デジタルオーディオテープレコーダー	大ホール	1台	1,100円
ミニディスクプレーヤー	大ホール	1台	1,100円
レコードプレーヤー	大ホール	1台	550円
多目的エフエクター	大ホール	1式	1,100円
音響設備A	小ホール	1式	2,750円
音響設備B	リハーサル室	1式	1,650円

(5) その他の設備

品名	利用施設	単位	単位1回当たりの金額
オーバーヘッドプロジェクター	大ホール 小ホール リハーサル室	1台	1,100円
16ミリ映写機	大ホール	1台	2,200円
ビデオプロジェクター	大ホール 小ホール リハーサル室	1台	2,200円
展示用パネル	大ホール 小ホール ギャラリー リハーサル室	1枚	110円

C型コンセント（持込器具を使用する場合に限る。）	大ホール	1 k W	320円
コンセント（持込器具を使用する場合に限る。）	大ホール ギャラリ－ リハーサル室 主催者控室 楽屋	1 k W	320円

備考（略）

C型コンセント（持込器具を使用する場合に限る。）	大ホール	1 k W	330円
コンセント（持込器具を使用する場合に限る。）	大ホール ギャラリ－ リハーサル室 主催者控室 楽屋	1 k W	330円

備考（略）

佐野市駐車場条例の改正案 新旧対照表

（第25条関係）

現 行	改 正 案
別表第2（第9条関係） 1 佐野市万町駐車場	別表第2（第9条関係） 1 佐野市万町駐車場
区分	区分
金額	金額
（略）	（略）
利用時間が2時間を超え3時間までの場合	利用時間が2時間を超え3時間までの場合
1台につき108円	1台につき110円
利用時間が3時間を超える場合	利用時間が3時間を超える場合
1台1時間につき54円	1台1時間につき55円
備考 （略）	備考 （略）
2 佐野市田沼駅前駐車場	2 佐野市田沼駅前駐車場

区分	金額
定期利用	1台1月につき3,140円
一時利用	1台1日1回につき205円
備考 (略)	

区分	金額
定期利用	1台1月につき3,200円
一時利用	1台1日1回につき209円
備考 (略)	

佐野市自転車駐車場条例の改正案 新旧対照表

(第26条関係)

現 行	改 正 案
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)
一時利用(当日1回につき)	定期利用
1月	1月
3月	3月
160円	2,700円
7,560円	2,750円
7,700円	7,700円
備考(略)	備考(略)

佐野市佐野駅前交流プラザ条例の改正案 新旧対照表

(第27条関係)

現 行	改 正 案
別表第1(第8条、第10条、第15条、第17条関係)	別表第1(第8条、第10条、第15条、第17条関係)
1 多目的ホール	1 多目的ホール

区分	金額			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
A	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円
B	1,080円	1,080円	1,620円	3,240円

2 駅前交流広場

区分	金額			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
全面	2,160円	2,160円	3,240円	6,480円

備考

1 延長又は繰上げに係る利用料金の額は、利用時間の区分（午前9時から午後10時までの区分を除く。）ごとに定める額とする。ただし、午後10時後に延長し、若しくは午前9時前に繰り上げるとき、又は延長し、若しくは繰り上げる時間が午前9時から午後1時までの間若しくは午後1時から午後5時までの間において2時間までのとき、若しくは午後5時から午後10時までの間において3時間までのときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額により算出する。

(1)・(2) (略)

(3) 駅前交流広場 1時間につき860円

区分	金額			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
A	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円
B	1,100円	1,100円	1,650円	3,300円

2 駅前交流広場

区分	金額			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
全面	2,200円	2,200円	3,300円	6,600円

備考

1 延長又は繰上げに係る利用料金の額は、利用時間の区分（午前9時から午後10時までの区分を除く。）ごとに定める額とする。ただし、午後10時後に延長し、若しくは午前9時前に繰り上げるとき、又は延長し、若しくは繰り上げる時間が午前9時から午後1時までの間若しくは午後1時から午後5時までの間において2時間までのとき、若しくは午後5時から午後10時までの間において3時間までのときは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額により算出する。

(1)・(2) (略)

(3) 駅前交流広場 1時間につき870円

2・3 (略)

別表第2 (第8条、第15条関係)

1 多目的ホール

品名	単位	単位1回当たりの金額
プロジェクター	1台	1,020円
三脚スタンドスクリーン	1台	510円
展示パネル (脚付き)	1枚	510円
電子黒板	1台	510円
所作台	1台	510円
姿見	1台	100円
移动式音響機材	1台	1,020円
DVDレコーダー	1台	200円
CDラジオカセットレコーダー	1台	200円
コードリール	1台	200円

2 駅前交流広場

品名	単位	単位1回当たりの金額
イベント用テント (大)	1基	1,540円
イベント用テント (中)	1基	1,540円

2・3 (略)

別表第2 (第8条、第15条関係)

1 多目的ホール

品名	単位	単位1回当たりの金額
プロジェクター	1台	1,030円
三脚スタンドスクリーン	1台	520円
展示パネル (脚付き)	1枚	520円
電子黒板	1台	520円
所作台	1台	520円
姿見	1台	100円
移动式音響機材	1台	1,030円
DVDレコーダー	1台	210円
CDラジオカセットレコーダー	1台	210円
コードリール	1台	210円

2 駅前交流広場

品名	単位	単位1回当たりの金額
イベント用テント (大)	1基	1,560円
イベント用テント (中)	1基	1,560円

折りたたみ机	1台	100円
折りたたみ椅子	1脚	50円
商品陳列用ワゴン	1台	510円
移動式音響機材	1台	1,020円
可動式スポットライト	1台	200円
コードリール	1台	200円

備考

(略)

別表第3 (第15条、第17条関係)

区分	金額	
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで 午後5時から 午後10時まで
第12条第1項第1号に規定する行為	540円	540円
多目的ホールA	540円	540円
多目的ホールB	540円	540円
プラザ (屋外の施設に限る。)	1日車両1台につき1,080円	
プラザ (多目的ホールを除く。)	1日10㎡につき1,080円	

折りたたみ机	1台	100円
折りたたみ椅子	1脚	50円
商品陳列用ワゴン	1台	520円
移動式音響機材	1台	1,030円
可動式スポットライト	1台	210円
コードリール	1台	210円

備考

(略)

別表第3 (第15条、第17条関係)

区分	金額	
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで 午後5時から 午後10時まで
第12条第1項第1号に規定する行為	550円	550円
多目的ホールA	550円	550円
多目的ホールB	550円	550円
プラザ (屋外の施設に限る。)	1日車両1台につき1,100円	
プラザ (多目的ホールを除く。)	1日10㎡につき1,100円	

第12条第1項第2号に規定する行為（広告に関する物品を掲示する場合に限る。）	1月1種類1箇所につき3,240円
備考 (略)	

第12条第1項第2号に規定する行為（広告に関する物品を掲示する場合に限る。）	1月1種類1か所につき3,300円
備考 (略)	

(第28条関係)
佐野市中心市街地活性化広場条例の改正案 新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第1 (第5条、第14条関係)			
区分	利用する時間	利用する時間	金額
休憩施設	(略)	(略)	(略)
	8時間以上	8時間以上	1,230円
交流広場	(略)	(略)	(略)
	4時間以上8時間未満	4時間以上8時間未満	840円
フリースペース	8時間以上	8時間以上	2,530円
	(略)	(略)	(略)
フリースペース	4時間以上8時間未満	4時間以上8時間未満	910円
	8時間以上	8時間以上	2,750円

備考 (略)		備考 (略)	
別表第2 (第5条、第14条関係)			
区分	利用する時間	利用する時間	金額
電気設備	(略)	(略)	(略)
	8時間以上	8時間以上	720円

備考 (略)		備考 (略)	
別表第2 (第5条、第14条関係)			
区分	利用する時間	利用する時間	金額
電気設備	(略)	(略)	(略)
	8時間以上	8時間以上	730円

備考 (略)

備考 (略)

佐野市都市公園条例の改正案 新旧対照表

(第29条関係)

現 行		改 正 案	
別表第1 (第16条関係)		別表第1 (第16条関係)	
1 公園施設を設け、又は管理して公園を利用する者の納付すべき使用料		1 公園施設を設け、又は管理して公園を利用する者の納付すべき使用料	
区分	単位	単位	使用料
土地を利用する場合	(略)	(略)	(略)
工作物その他の物件又は施設を設置し利用する場合	(略)	(略)	(略)
利用期間が1月未満のとき	1平方メートルにつき16円20銭	1平方メートルにつき	16円50銭
	(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)を基礎とし、日割りをもって計算する。		(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)を基礎とし、日割りをもって計算する。
利用期間が1月未満のとき	1平方メートルにつき48円60銭	1平方メートルにつき	49円50銭
	(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)を基礎とし、日割りをもって計算する。		(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)を基礎とし、日割りをもって計算する。
2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料		2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料	
占有物件	単位	単位	使用料
(略)	(略)	(略)	(略)
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	(略)	(略)	(略)
占有期間が1月未満のとき	1平方メートルにつき475円20銭	1平方メートルにつき	484円
	(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)を基礎とし、日割りをもって計算する。		(消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)を基礎とし、日割りをもって計算する。

算する。	
(略)	(略)

3 第5条第1項各号に掲げる行為をして公園を利用する者の納付すべき使用料

行為の種類	単位	使用料
行商、露天商、募金 その他これらに類するもの	(略) 屋内のとき 1平方メートル 1日につき	(略) 90円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
業として行う写真撮 影	1台1日につき	237円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
業として行う映画撮 影	1日につき	700円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
興行		
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	(略) 利用期間が1月未滿のとき	(略) 1円8錢 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
佐野市運動公園野球 場又は佐野市運動公園 園陸上競技場において 催しを行う際の広 告物の表示	表示面積1平方メートル1日につき	1,620円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)

備考

(略)

別表第4 (第25条、第27条関係)

る。	
(略)	(略)

3 第5条第1項各号に掲げる行為をして公園を利用する者の納付すべき使用料

行為の種類	単位	使用料
行商、露天商、募金 その他これらに類するもの	(略) 屋内のとき 1平方メートル 1日につき	(略) 91円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
業として行う写真撮 影	1台1日につき	241円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
業として行う映画撮 影	1日につき	712円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
興行		
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	(略) 利用期間が1月未滿のとき	(略) 1円10錢 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)
佐野市運動公園野球 場又は佐野市運動公園 園陸上競技場において 催しを行う際の広 告物の表示	表示面積1平方メートル1日につき	1,650円 (消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。)

備考

(略)

別表第4 (第25条、第27条関係)

1 栄公園利用料金

(1) 軟式野球場

グラウンド	1面	午前9時から午前12時まで	円
		午後5時から午後7時30分まで	1,290
		午後7時30分から午後9時30分まで	1,620
		午後9時から午後12時まで	3,340
照明	午後6時30分以前に利用する場 合において30分につき	5,830	1,290

(2) テニスコート

個人利用	(略)	(略)
専用利用 (1面に つき)	1年間につき	2,910
	午前9時から午前12時まで	1,400
	午後5時から午後9時まで	1,940

2 佐野市運動公園利用料金

(1) 市民体育館

ア 施設

専用利用 競技場	営業目的 をしい合	区分		入場料 を徴収 しない 場合	円
		体育・ポ ツに利 用にす	入場料		
		午前9時から午前12時まで	円	3,240	6,480
		午後5時から午後9時まで	円	4,860	9,720
		午後9時から午後10時まで	円	6,480	12,960
		午後5時から午後9時まで	円	6,480	12,960

1 栄公園利用料金

(1) 軟式野球場

グラウンド	1面	午前9時から午前12時まで	円
		午後5時から午後7時30分まで	1,320
		午後7時30分から午後9時30分まで	1,650
		午後9時から午後12時まで	3,410
照明	午後6時30分以前に利用する場 合において30分につき	5,940	1,320

(2) テニスコート

個人利用	(略)	(略)
専用利用 (1面に つき)	1年間につき	2,970
	午前9時から午前12時まで	1,430
	午後5時から午後9時まで	1,980

2 佐野市運動公園利用料金

(1) 市民体育館

ア 施設

専用利用 競技場	営業目的 をしい合	区分		入場料 を徴収 しない 場合	円
		体育・ポ ツに利 用にす	入場料		
		午前9時から午前12時まで	円	3,300	6,600
		午後5時から午後9時まで	円	4,950	9,900
		午後9時から午後10時まで	円	6,600	13,200
		午後5時から午後9時まで	円	6,600	13,200

個人利用	卓球場	営利を目的とする場合	6,480	9,720	12,960
		入場料を徴収しない場合	12,960	19,440	25,920
		入場料を徴収する場合	43,200	64,800	75,600
個人利用	卓球場	営利を目的とする場合	1,080	1,620	2,160
		入場料を徴収しない場合	2,160	3,240	4,320
		入場料を徴収する場合	540		
個人利用	卓球場	営利を目的とする場合	1人1時間につき100円		
		入場料を徴収しない場合	1人1時間につき60円		
		入場料を徴収する場合	1人1時間につき100円		
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

イ 器具等 (専用利用の場合)

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
バレーボール器具一式	1回につき210円	1回につき430円
バスケットボール器具一式		
テニス器具一式		
バドミントン器具一式		
卓球器具一式		

個人利用	卓球場	営利を目的とする場合	6,600	9,900	13,200
		入場料を徴収しない場合	13,200	19,800	26,400
		入場料を徴収する場合	44,000	66,000	77,000
個人利用	卓球場	営利を目的とする場合	1,100	1,650	2,200
		入場料を徴収しない場合	2,200	3,300	4,400
		入場料を徴収する場合	550		
個人利用	卓球場	営利を目的とする場合	1人1時間につき110円		
		入場料を徴収しない場合	1人1時間につき50円		
		入場料を徴収する場合	1人1時間につき110円		
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

イ 器具等 (専用利用の場合)

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
バレーボール器具一式	1回につき220円	1回につき440円
バスケットボール器具一式		
テニス器具一式		
バドミントン器具一式		
卓球器具一式		

拡声装置一式	1回につき320円	1回につき640円
電光掲示板一式		
(略)	(略)	(略)

ウ 照明

専用利用	主競技場	1時間につき1,080円	
	卓球場	1時間につき320円	
個人利用	主競技場	一般	1時間につき100円
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(2) テニスコート

個人利用	2時間につき	円
		210
専用利用 (1面につき)	1年間につき	4,320
	午前9時から午前12時まで	1,940
	午後零時から午後5時まで	3,240

(3) 野球場

ア グラウンド

区分	午前6時から午前9時まで(1時間につき)	午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後7時30分から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	860円	2,590円	4,320円	2,160円	2,160円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

拡声装置一式	1回につき330円	1回につき660円
電光掲示板一式		
(略)	(略)	(略)

ウ 照明

専用利用	主競技場	1時間につき1,100円	
	卓球場	1時間につき330円	
個人利用	主競技場	一般	1時間につき110円
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(2) テニスコート

個人利用	2時間につき	円
		220
専用利用 (1面につき)	1年間につき	4,400
	午前9時から午前12時まで	1,980
	午後零時から午後5時まで	3,300

(3) 野球場

ア グラウンド

区分	午前6時から午前9時まで(1時間につき)	午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後7時30分まで	午後7時30分から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	880円	2,640円	4,400円	2,200円	2,200円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ 附属設備

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
照明	30分につき	円 2,160	円 3,240
	全点灯	円 1,290	円 1,980
スコアボード	3分の2点灯		
	1回につき	540	810
放送設備1式	1回につき	1,080	1,620
	1チームにつき	540	810

(4) プール

プール	1人1回につき	15歳以上の者(中学生を除く。)	円 320
		中学生以下(4歳未満を除く。)	円 100
(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 陸上競技場

区分		午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで(1時間につき)
専用グラウンド	入場料を徴収しない場合	円 2,590	円 4,320	円 860
	入場料を徴収する場合	最高入場料の100人分に相当する金額。ただし、入場料を徴収しない場合の利用料金を下限とする。		
放送設備	入場料を徴収しない場合	1回につき1,080円		

イ 附属設備

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
照明	30分につき	円 2,200	円 3,300
	全点灯	円 1,320	円 1,980
スコアボード	3分の2点灯		
	1回につき	550	820
放送設備1式	1回につき	1,100	1,650
	1チームにつき	550	820

(4) プール

プール	1人1回につき	15歳以上の者(中学生を除く。)	円 330
		中学生以下(4歳未満を除く。)	円 110
(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 陸上競技場

区分		午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで(1時間につき)
専用グラウンド	入場料を徴収しない場合	円 2,640	円 4,400	円 880
	入場料を徴収する場合	最高入場料の100人分に相当する金額。ただし、入場料を徴収しない場合の利用料金を下限とする。		
放送設備	入場料を徴収しない場合	1回につき1,100円		

	入場料を徴収する場合	1回につき1,620円
シャワー	入場料を徴収しない場合	1回につき1,080円
	入場料を徴収する場合	1回につき1,620円
個人利用	グラウンド	1回につき210円
		1年間につき4,320円
	高校生以下	1回につき100円
		1年間につき2,160円
		1回につき210円
トレーニング室		1年間につき4,320円

(6) 運動広場及び多目的球技場

ア グラウンド

運動広場	区分	午前9時から午前12時まで	午後5時から日没まで(1時間につき)
		円 1,290	円 1,620
多目的球技場	入場料を徴収しない場合	円 4,320	円 7,560
		円 1,400	円 1,400
	高校生以下	円 2,160	円 3,780
入場料を徴収する場合		円 8,640	円 15,120
イ 附属設備			円 2,100

	入場料を徴収する場合	1回につき1,650円
シャワー	入場料を徴収しない場合	1回につき1,100円
	入場料を徴収する場合	1回につき1,650円
個人利用	グラウンド	1回につき220円
		1年間につき4,400円
	高校生以下	1回につき110円
		1年間につき2,200円
		1回につき220円
トレーニング室		1年間につき4,400円

(6) 運動広場及び多目的球技場

ア グラウンド

運動広場	区分	午前9時から午前12時まで	午後5時から日没まで(1時間につき)
		円 1,320	円 1,650
多目的球技場	入場料を徴収しない場合	円 4,400	円 7,700
		円 1,430	円 1,430
	高校生以下	円 2,200	円 3,850
入場料を徴収する場合		円 8,800	円 15,400
イ 附属設備			円 2,140

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的 球技場	放送設備	1回につき 1,080円	1,620円
	シャワー	1チームにつき 1,080円	1,620円

(7) 弓道場

個人利用 (1的 につき)	一般	2時間につき	210
	高校生以下	1年間につき	4,320
		2時間につき	100
	1年間につき	2,160	
専用利用	午前9時から午前12時まで	一般	1,940
		高校生以下	970
	午後5時から午後10時まで	一般	3,240
		高校生以下	1,620
	午後5時から午後10時まで	一般	2,590
高校生以下	1,290		

(8) 冒険の森

ローラースペリ台	1回につき	15歳以上の者 (中学生を除く。)	210
		中学生以下	100

3 佐野市田沼グリーンスポーツセンター利用料金

(1) テニスコート

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的 球技場	放送設備	1回につき 1,100円	1,650円
	シャワー	1チームにつき 1,100円	1,650円

(7) 弓道場

個人利用 (1 的につき)	一般	2時間につき	220
	高校生以下	1年間につき	4,400
		2時間につき	110
	1年間につき	2,200	
専用利用	午前9時から午前12時まで	一般	1,980
		高校生以下	990
	午後5時から午後10時まで	一般	3,300
		高校生以下	1,650
	午後5時から午後10時まで	一般	2,640
高校生以下	1,320		

(8) 冒険の森

ローラースペリ台	1回につき	15歳以上の者 (中学生を除く。)	220
		中学生以下	110

3 佐野市田沼グリーンスポーツセンター利用料金

(1) テニスコート

専用利用	区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
	クレイ	1面につき	円 1,080	円 2,160
個人利用	人工芝	1面につき	円 2,700	円 5,400
	クレイ	1人2時間につき210円		
	人工芝	1人2時間につき430円		

(2) 多目的競技場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時から午後9時30分まで
全面	円 3,240	円 3,240	円 7,560
球技場1面	円 1,620	円 1,620	円 3,780

(3) 野球場

午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
円 3,240円	円 3,240円	円 6,480円

(4) (略)

4 佐野市中運動公園利用料金

(1) 野球場及びテニスコート

区分	午前8時から午前12時まで	午後零時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
野球場	円 1,080	円 1,720	円 2,160
試合及びA球場	円 1,080	円 1,720	円 2,160

専用利用	区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
	クレイ	1面につき	円 1,100	円 2,200
個人利用	人工芝	1面につき	円 2,750	円 5,500
	クレイ	1人2時間につき220円		
	人工芝	1人2時間につき440円		

(2) 多目的競技場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時から午後9時30分まで
全面	円 3,300	円 3,300	円 7,700
球技場1面	円 1,650	円 1,650	円 3,850

(3) 野球場

午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
円 3,300円	円 3,300円	円 6,600円

(4) (略)

4 佐野市中運動公園利用料金

(1) 野球場及びテニスコート

区分	午前8時から午前12時まで	午後零時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
野球場	円 1,100	円 1,760	円 2,200
試合及びA球場	円 1,100	円 1,760	円 2,200

大会	B・C球場	430	860	1,080
練習	A球場	640	1,080	1,720
	B・C球場	320	540	860
テニスコート	1面につき	1,080	1,620	2,730

(2) プール

プール	1人1回につき	15歳以上の者(中学生を除く。)	円
(略)	(略)	中学生及び小学生	210
(略)	(略)	(略)	100

5 新吉水第2公園使用料

照明	1回につき	1,080円
----	-------	--------

6 城山公園使用料

(1) 万葉の里・城山記念館

区分	午前9時から午前12時まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで
多目的室	640円	1,080円	860円
和室(1)	210円	430円	320円
和室(2)	320円	430円	430円

(2) 城山公園駅北駐車場

(略)	(略)
上記以外の者	(略)
	利用時間が3時間を超え4時間までの分
	利用時間が4時間を超える分
	108円
	1時間につき54円

大会	B・C球場	440	880	1,100
練習	A球場	660	1,100	1,760
	B・C球場	330	550	880
テニスコート	1面につき	1,100	1,650	2,780

(2) プール

プール	1人1回につき	15歳以上の者(中学生を除く。)	円
(略)	(略)	中学生及び小学生	220
(略)	(略)	(略)	110

5 新吉水第2公園使用料

照明	1回につき	1,100円
----	-------	--------

6 城山公園使用料

(1) 万葉の里・城山記念館

区分	午前9時から午前12時まで	午後5時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで
多目的室	650円	1,100円	870円
和室(1)	220円	430円	320円
和室(2)	320円	430円	430円

(2) 城山公園駅北駐車場

(略)	(略)
上記以外の者	(略)
	利用時間が3時間を超え4時間までの分
	利用時間が4時間を超える分
	110円
	1時間につき55円

(3) (略)

7 嘉多山公園野外ステージ使用料

区分	午前8時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
	1,310円	1,640円	1,690円	3,710円
営利を目的としな い場合	学生等	学生等以外の者 (6歳以下を除く。)	3,290円	7,450円
営利を目的とする場合	10,470円	15,720円	20,960円	47,150円

備考

(略)

(3) (略)

7 嘉多山公園野外ステージ使用料

区分	午前8時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
	1,330円	1,670円	1,720円	3,770円
営利を目的としな い場合	学生等	学生等以外の者 (6歳以下を除く。)	3,350円	7,580円
営利を目的とする場合	10,660円	16,010円	21,340円	48,020円

備考

(略)

佐野市下水道条例の改正案 新旧対照表

(第30条関係)

現 行	改 正 案
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 用途区分が一般用で排出した汚水量が5立方メートル以下の場合、750円とする。</p> <p>(2) 用途区分が湯屋業用で排出した汚水量が100立方メートル以下の場合、2,160円とする。</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止した場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 用途区分が一般用で排出した汚水量が5立方メートル以下の場合、770円とする。</p> <p>(2) 用途区分が湯屋業用で排出した汚水量が100立方メートル以下の場合、2,200円とする。</p>

(3) (略)

別表 (第17条関係)

用途区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	1,510円		
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	2,160円	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	108円
			40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	118円80銭
			60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	129円60銭
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	140円40銭
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	162円
			1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	172円80銭
			2,000立方メートル	183円60銭

(3) (略)

別表 (第17条関係)

用途区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般用	10立方メートルまで	1,540円		
	10立方メートルを超え20立方メートルまで	2,200円	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	110円
			40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	121円
			60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	132円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	143円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	165円
			1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	176円
			2,000立方メートル	187円

湯屋業用	200立方メートルまで	4,320円	ルを超える分 200立方メートル を超える分	21円60銭
------	-------------	--------	------------------------------	--------

湯屋業用	200立方メートルまで	4,400円	ルを超える分 200立方メートル を超える分	22円
------	-------------	--------	------------------------------	-----

佐野市営住宅条例の改正案 新旧対照表

(第31条関係)

現 行		改 正 案	
別表第2 (第55条関係)			
名称	使用料 (月額)	名称	使用料 (月額)
高萩市営住宅専用駐車場	円 2,160	高萩市営住宅専用駐車場	円 2,200
浅沼市営住宅専用駐車場	2,160	浅沼市営住宅専用駐車場	2,200
堀米市営住宅専用駐車場	2,160	堀米市営住宅専用駐車場	2,200
米山市営住宅専用駐車場	2,160	米山市営住宅専用駐車場	2,200
下田沼市営住宅専用駐車場	2,160	下田沼市営住宅専用駐車場	2,200
吉水市営住宅専用駐車場	2,160	吉水市営住宅専用駐車場	2,200
西原市営住宅第1専用駐車場	1,020	西原市営住宅第1専用駐車場	1,040
西原市営住宅第2専用駐車場	2,050	西原市営住宅第2専用駐車場	2,090
西原市営住宅第3専用駐車場	3,080	西原市営住宅第3専用駐車場	3,140
備考 (略)		備考 (略)	

佐野市再開発住宅条例の改正案 新旧対照表

(第32条関係)

現	行	改正案
(使用料) 第31条の2 専用駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、1区画当たり月額 2,160円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）とする。ただ し、市長が特別の事情があると認めるときは、使用料の減額若しくは免除又は徴収猶予 をすることができる。	(使用料) 第31条の2 専用駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、1区画当たり月額 2,200円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）とする。ただ し、市長が特別の事情があると認めるときは、使用料の減額若しくは免除又は徴収猶予 をすることができる。	

佐野市特定公共賃貸住宅条例の改正案 新旧対照表

(第33条関係)

現	行	改正案
(専用駐車場の使用料) 第35条 専用駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、1区画当たり月額3,140円 （消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）とする。	(専用駐車場の使用料) 第35条 専用駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、1区画当たり月額3,140円 （消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）とする。	
2 (略)	2 (略)	

佐野市水道事業給水条例の改正案 新旧対照表

(第34条関係)

現	行	改正案
(私設消火栓の料金) 第20条の2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用する場合の料金は、消火栓	(私設消火栓の料金) 第20条の2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用する場合の料金は、消火栓	

1個1回につき、使用時間5分までは、648円とし、5分を超えて使用するときは、超えた時間5分ごとに324円を加算する。この場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(加入金)

第26条 第5条第1項の規定に基づき、給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込みをする者から、次に定めるところにより、水道加入金（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新旧口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	円 <u>54,000</u>
20ミリメートル	<u>151,200</u>
25ミリメートル	<u>270,000</u>
40ミリメートル	<u>896,400</u>
50ミリメートル	<u>1,566,000</u>
75ミリメートル	<u>4,309,200</u>
100ミリメートル	<u>8,856,000</u>
(略)	(略)

2・3 (略)

別表(第20条関係)

1個1回につき、使用時間5分までは、660円とし、5分を超えて使用するときは、超えた時間5分ごとに330円を加算する。この場合において、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(加入金)

第26条 第5条第1項の規定に基づき、給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込みをする者から、次に定めるところにより、水道加入金（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新旧口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	円 <u>55,000</u>
20ミリメートル	<u>154,000</u>
25ミリメートル	<u>275,000</u>
40ミリメートル	<u>913,000</u>
50ミリメートル	<u>1,595,000</u>
75ミリメートル	<u>4,389,000</u>
100ミリメートル	<u>9,020,000</u>
(略)	(略)

2・3 (略)

別表(第20条関係)

1 一般用

メーターの口径	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)
	水量	金額	
13ミリメートル	20立方メートルまで	2,057円	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分 124円20銭
20ミリメートル	20立方メートルまで	2,150円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 151円20銭
25ミリメートル	20立方メートルまで	2,202円	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分 178円20銭
40ミリメートル	20立方メートルまで	2,561円	300立方メートルを超え
50ミリメートル	20立方メートルまで	3,867円	210円60銭
75ミリメートル	20立方メートルまで	4,578円	
100ミリメートル	20立方メートルまで	5,533円	
125ミリメートル	20立方メートルまで	7,436円	
150ミリメートル	20立方メートルまで	10,399円	

2 湯屋業用

メーターの口径	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)
	水量	金額	
13ミリメートル	200立方メートルまで	10,810円	200立方メートルを超え
20ミリメートル	200立方メートルまで	10,903円	97円20銭
25ミリメートル	200立方メートルまで	10,924円	
40ミリメートル	200立方メートルまで	11,283円	

1 一般用

メーターの口径	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)
	水量	金額	
13ミリメートル	20立方メートルまで	2,095円	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分 126円50銭
20ミリメートル	20立方メートルまで	2,190円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 154円
25ミリメートル	20立方メートルまで	2,242円	100立方メートルを超え300立方メートルまでの分 181円50銭
40ミリメートル	20立方メートルまで	2,609円	300立方メートルを超え
50ミリメートル	20立方メートルまで	3,939円	214円50銭
75ミリメートル	20立方メートルまで	4,662円	
100ミリメートル	20立方メートルまで	5,636円	
125ミリメートル	20立方メートルまで	7,574円	
150ミリメートル	20立方メートルまで	10,591円	

2 湯屋業用

メーターの口径	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)
	水量	金額	
13ミリメートル	200立方メートルまで	11,011円	200立方メートルを超え
20ミリメートル	200立方メートルまで	11,105円	99円
25ミリメートル	200立方メートルまで	11,126円	
40ミリメートル	200立方メートルまで	11,492円	

50 ミリメートル	12,590 円
75 ミリメートル	13,300 円
100 ミリメートル	14,256 円
125 ミリメートル	16,149 円
150 ミリメートル	19,121 円

3 臨時用

メーターの口径	基本料金		超過料金(1 立方メートルにつき)
	水量	金額	
13 ミリメートル	20 立方メートル	4,094 円	20 立方メートルを超える
20 ミリメートル	1 立方メートルまで	4,187 円	分 216 円
25 ミリメートル		4,217 円	
40 ミリメートル		4,567 円	
50 ミリメートル		5,874 円	
75 ミリメートル		6,593 円	
100 ミリメートル		7,539 円	
125 ミリメートル		9,442 円	
150 ミリメートル		12,404 円	

50 ミリメートル	12,823 円
75 ミリメートル	13,546 円
100 ミリメートル	14,520 円
125 ミリメートル	16,448 円
150 ミリメートル	19,475 円

3 臨時用

メーターの口径	基本料金		超過料金(1 立方メートルにつき)
	水量	金額	
13 ミリメートル	20 立方メートル	4,170 円	20 立方メートルを超える
20 ミリメートル	1 立方メートルまで	4,264 円	分 220 円
25 ミリメートル		4,295 円	
40 ミリメートル		4,651 円	
50 ミリメートル		5,982 円	
75 ミリメートル		6,715 円	
100 ミリメートル		7,679 円	
125 ミリメートル		9,617 円	
150 ミリメートル		12,634 円	